

平成 18 年 度 第 9 回 定 例 会

八王子市教育委員会会議録

日 時 平成 18 年 8 月 9 日 (水) 午後 2 時 00 分
場 所 八王子市役所 8 階 801 会議室

第9回定例会議事日程

1 日 時 平成18年8月9日(水)午後2時00分

2 場 所 八王子市役所 8階 801会議室

3 会議に付すべき事件

第1 第19号議案 平成18年度9月補正予算の調製依頼について

第2 第20号議案 八王子市姫木平自然の家条例の一部を改正する条例の
設定依頼について

4 協議事項

八王子ニュータウン中央地域新設小学校の開校に伴う小・中学校通学区域の変
更について

5 報告事項

死亡者叙勲の受章について (指導室)

その他報告

八王子市教育委員会

出席委員(5名)

委 員 長 (1番委員) 小田原 榮

委 員 (2番委員) 細野 助博

委 員 (3番委員) 川上 剋美

委 員 (4番委員) 齋藤 健児

委 員 (5番委員) 石川 和昭

教育委員会事務局

教育長（再掲）	石川和昭
学校教育部長	石垣繁雄
学校教育部参事 兼指導室長事務取扱 （教職員人事・指導担当）	岡本昌己
教育総務課長	望月正人
学校教育部主幹 （企画調整担当）	穂坂敏明
施設整備課長	萩生田孝
学事課長	小泉和男
学校教育部主幹 （学区等調整担当兼 特別支援教育・指導事務担当）	小海清秀
指導室統括指導主事	朴木一史
生涯学習スポーツ部長	菊谷文男
生涯学習スポーツ部参事 （図書館担当） 兼図書館長事務取扱	峯尾常雄
生涯学習総務課長	米山満明
学習支援課長	井坂みどり
文化財課長	佐藤広
生涯学習スポーツ部主幹 （体育館担当）	福田隆一
生涯学習スポーツ部主幹 （図書館担当）	伊藤文丸
生涯学習スポーツ部主幹 （図書館担当）	武田ヒサエ
生涯学習スポーツ部主幹 （図書館担当）	石井里実
学校教育部指導室主査	海野千細
施設整備課主査	松田行展

事務局職員出席者

担 当 者	後藤浩之
担 当 者	石川暢人

【午後2時00分開会】

小田原委員長 本日の委員の出席は5名でございますので、本日の委員会は有効に成立いたしました。

これより平成18年度第9回定例会を開会いたします。

日程に入ります前に、本日の会議録署名員の指名をいたします。

本日の会議録署名員は 2番、細野助博委員を 指名いたします。よろしくお願ひします。

それでは、日程に従いまして進行いたします。

小田原委員長 日程第1、第19号議案 平成18年度9月補正予算の調製依頼についてを議題に供します。

本案について、指導室から説明願ひます。

朴木指導室統括指導主事 平成18年度9月補正予算の調製依頼について、お願ひいたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、平成18年度9月補正予算について、お配りいたしました別紙のとおり市長に調製を依頼すると、このように書かせていただきました。

前々回、7月12日の定例会の中で報告申し上げました新教育システム開発プログラム、八王子市が企画提案をいたしまして、委託を決定したと御説明申し上げた件でございます。これにつきまして、1,350万円程度の予算がおりるだろうと、このような見通しが立ちましたので、国庫支出金として新教育システム開発プログラムの歳入が当初予算に計上されていなかったため、補正予算として計上していただきたい、このようなことでございます。

補正予算の概要です。事務事業名は、登校支援ネットワークの整備。既に登校支援ネットワークの整備につきまして、事業費655万の予算が計上されております。そんな中で、これに加えて1,350万が今回の補正になります。

登校支援センターについては、補正前は479万6,000円、今回の補正は1,350万円、補正後は1,829万6,000円でございます。

文部科学省では、将来の制度改正を見据えて、本年度から新しい教育システムの導入の可能性を検証することを目的とした、新教育システム開発プログラム事業を開始いたしま

した。本市の提案が対象事業として採択されました。よって、現在の課題である不登校児童生徒対策として、スクールカウンセラー、メンタルサポーター等の増員を行うものでございます。

内容でございますけれども、スクールカウンセラーの謝礼として400万4,000円、メンタルサポーターの謝礼として842万4,000円。それから、印刷製本費等でございますけれども、これは登校支援ネットワーク検討委員会の最終報告、まとめの報告資料としての費用でございます。

それから、それによりまして、人的配置については、登校支援カウンセラー、これは登校支援センターにスクールカウンセラーを2人増員しよう。それから、小中連携教育の指定校についてのスクールカウンセラーを小学校2校に配置していこう。それから、メンタルサポーターを現在25校に配置しておりますけれども、66校に配置していこう。それから、児童館にも中学生への登校支援にかかわって、児童館等での学習補助、あるいは心の相談といったものに対しての支援を行うメンタルサポーターを児童館に4名程度派遣できるように、登校支援センターに配置するというものでございます。

以上でございます。

小田原委員長 指導室の説明は終わりました。

本案について御質疑ございませんか。

齋藤委員 今御説明があったとおりに、7月12日開催の第4回定例会でこの話は1回出ていると思うんですが、そのときにもこの予算の概要が一覧表で出ていたと思うんです。

微妙に金額が違ってきていますけれども、経緯の中で変わってきたことはなぜなんですか。

朴木指導室統括指導主事 詳しくどの部分かという御指摘を賜りたいところではございますけれども、齋藤委員のおっしゃるのは、前回お配りした資料の一番最後のページについての金額が少し変わったということだったかと思っておりますけれども、後ほどお送りしました金額が正しくて、一番最初にお配りしたところに少し誤りがあったというふうに御理解いただければと思います。

齋藤委員 誤りがあったんですか。

石川教育長 はっきり決まっていなかったんでしょう。

朴木指導室統括指導主事 そこに誤りがありました。それで、予算そのものはまだはっきり決まっておりませんし、国からもその予算の決定通知は来ておりません。

小田原委員長 誤りがあったとすれば、どこがどういうふうに誤ったかということをお

なきやいけないんじゃないですか。

朴木指導室統括指導主事 お持ちの資料の、先般の諸謝金の中で、登校支援カウンセラーの部分の積算根拠1時間当たりが8,000円と、このように書かれていたかと思いますが、これは5,500円の誤りでございました。そういったところから、1,350万円計上ということでしたので、それにかかわって変わってきた部分について少し計数整理した部分があると、このようなことでございます。

小田原委員長 数字合わせですか。

朴木指導室統括指導主事 はい、数字合わせをしましたということです。

小田原委員長 単位は、単位1,000円の部分と、そのままの単位1円の部分とありますが、その数字はよろしいですね。

そのほか御質疑ございませんか。

齋藤委員 今のお話の中にちょっとあったんですけども、そもそも東京都の方から各中学校に派遣されているスクールカウンセラーの謝礼は、これはいろいろと資格を持っているといえども、ちょっと高額過ぎないかというふうなことをかねがね私は思いながら、たまに発言させていただいていたんですが、今回それを見直したといっても、時給5,500円という数字ですよ。これはもう少し何とかいろいろとお話しできれば、人的配置をもっとふやせるという可能性もあるんじゃないか。こういう金額というのは何か決まっているものがあって、話し合いの中ではどうすることもできないんですか。

朴木指導室統括指導主事 この1時間当たり5,500円の単価は、東京都から派遣されているスクールカウンセラーの1時間当たりの金額でございます。それから今回も、8,000円と最初してしまいましたけれども、文科省からも5,500円で計算してくれというようなことでしたので、委員御指摘のとおり決まっているとお考えになっていただいと構わないと思います。

齋藤委員 それはもう決まっている。何も動かせないんですか。民間の感覚で話させていただくと、例えば単純に、8時間労働だとすると日当4万4,000円ですよ。私なども、建築の職人の手間から考えるとすごいなと思ってしまいうんですけど、これはいろいろと話し合いということは不可能なんですか。東京都がこういう金額を決めているから、これなんだというのになっちゃうんですかね。

朴木指導室統括指導主事 例えば東京都の場合には1日行きますと、5,500円の8時間という計算で決められているものなんです。今回文科省についてもこのような形で計算

をし直してくれということになりましたので、これはなかなか動かせないのかなと。スクールカウンセラーとして配置するならば、動かしにくいものなのかなというふうに考えます。

小田原委員長 1日の職人さんの大体倍ですか。

齋藤委員 腕のいい職人の場合でも、単純にそうですね。お医者様の資格を持たれているということもあるんでしょうけれども、やっぱり医者なんですか。

朴木指導室統括指導主事 臨床心理士等の資格を持っております。

小田原委員長 資格によっても単価は違ってくるんでしょう。

朴木指導室統括指導主事 これは国の予算で都のスクールカウンセラーも配置されていますので、国がその単価を決めているという認識であります。

川上委員 そのことはよくわかりますけれども、例えばスクールカウンセラーご本人の指定というか、例えば向こうから配置されるものなんですか。都から都からとおっしゃっていますけど。

朴木指導室統括指導主事 現在、中学校全校に配置されているスクールカウンセラーについては、都から派遣されるものです。

川上委員 そうしたら、現場で何かあった場合に、その変更とか何かということは可能なんですか。変更依頼は。

朴木指導室統括指導主事 都については、年度の途中で何回か評価を行います。それで、次年度に向かってどうしても違う方がいいとか、あるいは、こういう方は難しいよというような評価を学校の具申で上げることはできます。

川上委員 わかりました。

小田原委員長 要するに、人間が都からそのまま教員と同じように派遣されるのか。

朴木指導室統括指導主事 これについては市の独自の事業でございますので、市独自で選考等をして配置していく考えでございます。

小田原委員長 だから、かえることができるということ。

朴木指導室統括指導主事 かえることはできます。

小田原委員長 メンタルサポーターは900円で、スクールカウンセラーは5,500円、そういう差があるということなんですね。

川上委員 メンタルサポーターの謝礼の金額からいくと、その根拠となるものがありますよね。それが資格ですよ。

朴木指導室統括指導主事 基本的にはそうなります。

川上委員 そのときは、例えばスクールカウンセラーは臨床心理士という資格ですね。それから、メンタルサポーターの資格は。

朴木指導室統括指導主事 これは、子どもたちの教育相談に関して非常に意識が高く、この相談に乗ってあげられる。あるいは、今後教員を目指す人が学校の中でそのような相談活動を、例えば学生ならばその若さを生かして、年齢の近いところでの相談活動ができるとか、そういったことを考えております。

川上委員 学生の場合もあるんですね。

朴木指導室統括指導主事 はい。

細野委員 そうすると、ちょっと高いかもしれないな。だから、もしも下げることができるならば、やはり数が多ければ多いほどいいわけでしょう。

川上委員 ただ、質が問題でしょう。

細野委員 そうそう。今その話をしようと思ったんだけども、どのぐらいまで下げると質が悪くなるのか。これはもう一律なのかどうなのか。そこのところはどうなんだろう。

朴木指導室統括指導主事 今おっしゃったのは、メンタルサポーターの900円が高いということですか。

細野委員 いやいや、違う。

小田原委員長 スクールカウンセラー、臨床心理士は5,500円というふうに国から定められている。それがちょっと高いんじゃないかというのが先ほどから聞かれているわけなんです。それは動かせないとすれば、メンタルサポーターの単価を下げることは可能なのかという質問ですね。

細野委員 下げた場合に質的な劣化を招くというんだったら、これはまたアブハチ取らずになるから、そのあたりの検討を少ししてほしいんですね。それで、総額が決まっているとすれば、それで1人でも2人でもふやした方がいいかもしれないし、そのあたりのことを少し考えてほしいんです。

朴木指導室統括指導主事 そのようなことができるかどうかまず調べます。国等のやりとりも含めて調べてみたいと思います。

細野委員 国というよりも、この近辺の地域は、スクールカウンセラーについては一律こうなのか。それとも、もっと低くてもやっているところがあるのか。そこのところのパフォーマンスはどうなのかというのを少し調べてほしいんです。

朴木指導室統括指導主事 近隣市で独自につけているものについて調べて、検討いたします。

小田原委員長 臨床心理士の資格のあるスクールカウンセラーが5,500円。ほかの市では安いということがあり得るのか。それから、安いとレベル的にダウンするのか。

細野委員 高くたって、いいかどうかわからないでしょう。

小田原委員長 そうそう。

朴木指導室統括指導主事 おっしゃるとおりでございます。少し調べます。

川上委員 臨床心理士というのは、全国で人数がどのぐらいいるんでしょうか。ただ、国家資格ですよね。そうしたら、その人数はわかっていますよね。

海野指導室主査 国家資格ではないんです。

川上委員 じゃないんですか。臨床心理士というのはどこの資格なんですか。

海野指導室主査 臨床心理士資格認定協会の認定資格です。

小田原委員長 社団か財団かの協会があって、その認定を受けたのが、あれは経験年数が大きいような気がしたんです。

海野指導室主査 もちろん応募資格というのがありますけれども、その上で選考しています。ただ、それは基本的に国家資格ではありません。

小田原委員長 非常に数は少ないと思いますよ。

川上委員 臨床心理士自体が。

小田原委員長 ええ。相談センターというところも管轄があったんですが、そこに1名欠員を補充するといったときに200人ぐらい集まったんです。それも、何で東京都の相談センターに来たがるかという、それがキャリアになるんです。ですから、そこをステップにすると、またどこか大学とかに行けるといふ、そういうような流れがある。非常にそういう特殊な世界だなというふうに思ったんですが、専門家との格差はいかがですか。そういうふうに私なんかは認識していたんですけれども、非常に数が少ない。職場も職域も少ない。そういう世界だから、5,500円は妥当だと言えるのか。

海野指導室主査 その金額を定めているのが、文部科学省で算出基準をつくっておりますので、とりあえず今その基準に従っているいろいろな事業が行われているというのが実態だと思います。今、国家資格ではないというふうに申し上げたんですが、資格認定協会の方では文部科学省の外郭団体になっているということで、準国家資格なんだというふうなとらえ方をしているようです。

今、人数が徐々にふえてきている。毎年資格認定試験をしておりますので、今後ふえていくとは思いますが。ただ、職域としては非常に狭いものですから、うちの教育相談室で相談員を募集するという形をとったときにも、それこそ1人のところに70人、80人、場合によっては100人を超えるような資格を持っている方が応募されるといった状況はあります。

細野委員 そうしたら、不合理じゃない。5,500円にする必要ないですね。それだけいっぱい来るわけでしょう。そうしたら、それだけ枠をふやした方がずっといいじゃないですか。ちょっとやそっとこれを下げたからといって、質が下がるという問題では全然ない。しかも、現場はこういう人たちを欲しがっているわけでしょう。そうしたら、国が何と言おうが、この算定がどうのこうのというのは、やっぱりあなた方は交渉しなきゃだめですよ。いいですか。何でも国が言うことをそのままのみにするなんて、そんなのはとんでもないこと。私はそう思う。

小田原委員長 数をふやすことを考えるか、レベルも含めて、レベルの高い数をふやす。本当は質についてはよくわからないんですよ。

川上委員 人間ですからかね。先ほど委員長のおっしゃったように、そこでやったことがキャリアになる。だから、当然狭き門にしておいてということが国の方針にあるのかもしれないですね。それが、5,500円でやれと言ってくるというところにもあるのかもしれないと思いますね。ただ、それは、本質的なところじゃない。人が人としてその資格を、そこで勉強したものをどういうふうに役立てるかということとは相反していくように思います。

ですから、人がいないから、それだけ高いのかと私は最初思いました。ですけれども、1人のところに何百人もやってくるという仕事ということになれば、またそれでも交渉の余地がある。でも、仕事として国からこう言われているから、それにはめて数字合わせをしてやれば、何だって仕事は簡単だと思いますけど、やっぱり仕事の中身を本当に考えた場合に、本当にそれでよいのだろうかといつも疑問を持ちながら仕事をした方がいいのではないかと思います。私たちはいつも疑問だらけなのかもしれませんけれども、すみません。

小田原委員長 いや、そのとおりだと思いますよ。中身としては大変な仕事なわけだから。仕事はみんなそれぞれが大変重要なんですけれども、心の内面について相談を受けたり、あるいは判断したりしていくという点では、それ相応のペイが必要なのかもしれない。競

争率が高ければ、そのレベルは維持されているという効果があるかもしれない。

細野委員　ただ、臨床なんだから、やっぱり経験を積まなきゃいけない。そのタイトルを持っているからといって、臨床しなきゃ、ノウハウなんか高まっていかないですよ。そうしたら、国は5,500円だと言ったら、これはまたおかしいんじゃないですか。我々は地元で人数は考えますよということにしちゃえばいい。それぐらいの強気でなきゃだめですよ。いつまでたってもあそこの官庁はよくなる。私はそう思いますよ。

小田原委員長　国が5,500円、うちが5,000円と言ったら、日野の5,500円の方に行った方がいいといって、うちに来なくなる心配もありますよ。

川上委員　大丈夫ですよ。その分逆に減らしてももらってもいいんじゃないかと思う。そのぐらいの仕事の中身としてやってもらえればいいんじゃないかなと思うんですけどね。

小田原委員長　例えばスクールカウンセラーは、小学校は0校が2校になるんですよ。これを10校にするとかというふうにした方が望ましいことは望ましい。

川上委員　本質的な中身からすればですけど、形を整えなきゃならないという苦しみもありだと思えますから、そこら辺の中身はよく考えていただいて。

細野委員　じゃ、今度意見の話でいいかな。

小田原委員長　では、意見をどうぞ。

細野委員　僕は、これを獲得してくださったのはとても感謝申し上げたい。それからもう一つは、構造改革特区をやって成功して、先日、特区の取り消しになって全国展開になった。これだけのことを八王子の教育ではやっているわけですよ。だから、非常にそれは名誉なことなわけです。

だったら、もう少し踏み込んで、お上がこう言ったから、これでどうのこうのという話じゃなくて、これはただ単価を500円下げるとか、300円下げるとかという話じゃなくて、価格の設定とか、そのあたりのことを何で我々の方でできないのか。すべてお上が言うことを一律でしなきゃいけないのか。そこのところをやっぱり問わなきゃいけない。そんなことはできませんよというんだったら、地方分権じゃないですよ。文部科学省が一番おくれていますよ。だったら、それぐらいのことをやって、もし2校が3校になれるんだったら、そのためにはどれぐらいの算定にしたらいいのか。それによってどれぐらいの質が下がるのかということをし少しヒアリングしてください。少し大変かもしれませんがね。

だって、5,500円の算定の根拠がわからない。はっきり言ってそうでしょう。これ

が適正かどうかもわからない。だから、齋藤委員が言う話だよ。ベテランでこんな勘定はないと。それはやっぱりこちらの人は、世間なんていうのはわからない。

ちょっと大変かもしれませんがね。

小田原委員長 基本的な姿勢として、細野委員のお話のようなことも検討していただきたいと思います。

朴木指導室統括指導主事 わかりました。

小田原委員長 そのほかに、本件については御意見、御質問は。

齋藤委員 1つ、確認をとりながらお話しさせていただきたいんですが、きょうのこの議案はとにかく補正予算の調製依頼ということですから、私も、細野先生がおっしゃったとおり、これは文科省の予算、しっかり企画を立てて1,350万が取れてきたということはずばらしいことだと思うんですよ。それは、有効活用していかなければならない。

そのお話が前々回の7月12日の定例会であったときに、私は、再度内容についてはしっかり今後話し合う時間をとってくれますねということを確認をとったとメモにも残っているんですけども、きょうはそこまで話すんでしょうか。補正予算のことについてだけだったらこれでいいんですけども、私、内容については、このお金をどう有効利用していくのかということについては申し上げたい意見があるんです。そのあたりはどうすればよろしいんですか。まだ今後話し合う時間はとっていただけるんですか。

朴木指導室統括指導主事 今の補正にしても、決まると、補正だと執行できるのが10月になりますが、できればなるべく早いうちにメンタルサポーターの人材確保等が必要になってくるだろうと思います。そういった関係から、この事業の中身で配置の準備に入りたいなどは考えております。特に学期初めが不登校対策にとっては非常に有効な時期でございますので、その時期に各学校にメンタルサポーターを配置できるような、そういう準備を進めたいとは思っております。ですので、この中身でできるのならば、準備を進めたいというふうには考えております。

小田原委員長 質問は、補正予算のことだけ組むというだけなのか、この事業の細部についての検討をさらに今後も持てるのかということですが、それについてはいかがですか。

朴木指導室統括指導主事 今回は補正の調製依頼ということで出させていただきました。中身につきましては、実際にこの後お金が決まります。そのときに細部にわたってのお考えをいただくということは可能かと思いますが。

小田原委員長 それはできるんですか。ここで人数を示しているのに対して、齋藤委員が

こういうことをやってほしいというものがほかにあったらば、メンタルサポーターなり、スクールカウンセラーの数を減らしてほかのに回すということも可能なんですか。それはできないんでしょう。

朴木指導室統括指導主事 基本的には計画をしたとおりだと思います。

小田原委員長 だから、できないことをできるというふうな話にしない方がいいんじゃないですか。

齋藤委員 誤解があるといけないので、これはこれで、スクールカウンセラーとか、メンタルサポーターのためのお金が確保できて、それを全く違うものにしていきましょうということは大変だということはわかるんです。現実的には相当苦しいんだろうなど。ただ、私も立場上、いろいろな方々からいろんなメールが来たりとか、いろんな具体案などをいただいたりする中で、なるほど、いろんなことを考えている方がいらっしゃるんだなと感心する内容もあるんです。

つまり、ちょっと具体的に言わせていただくと、今、例えば中学校のすべての学校に週に1回スクールカウンセラーさんが配置されていますけれども、それがスタートして何年たつのかな。2年たつのかな。そのスクールカウンセラーがすべての学校に配置したのは、もっとたっていましたか。

朴木指導室統括指導主事 スクールカウンセラーはもう少し前でございます。

齋藤委員 それが本当に機能しているかどうか。もう少し賢い、同じスクールカウンセラーさんを配置するにしても、週に1回しか行かないでしょう。それを何とかもう少しまい運営の仕方、考え方というのがあるんじゃないかなということは少し思っていたんです。

だから、そういう具体案というものをまた何かレポートを出せというんだったら、私もそれなりに一生懸命書いて御提出させてもらってもいいんですけども、今回の内容は、八王子市の68校ある小学校のうち、2校にスクールカウンセラーが行くわけですよ。それがいいかどうか。何かもっとスクールカウンセラーさんをうまく活用する方法はないのかなという、そういう話し合いができるかどうかということです。

朴木指導室統括指導主事 積算根拠として、メンタルサポーターを全校の小学校に配置できるようにというふうにしてありますし、それから、現在は小中連携の研究校である上巻分方を想定したところにスクールカウンセラーを配置してやると。その地域にもう一人あれば、中学校とのかかわりの中からという想定はありますけれども、この配置の中身については、各学校の不登校の状況に応じて、全校に配置するとはいっても、重点配置がいい

のか、あるいは流して配置するのがいいのかというようなことについては検討が必要だとは考えております。

細野委員　もう1つ。これは何年この委託が続くんでしたっけ。

朴木指導室統括指導主事　委託は2年でございます。

細野委員　ほとんどの文部科学省の委託事業は、その後どうするんだということも書いてくれと言っていますよね。そのときどういうふうにお考えなんですか。これは継続していきますと。委託が終わった後も我々はこれをやっていきますというような答え方をしているんですよね。

朴木指導室統括指導主事　はい。

細野委員　そうすると、やっぱり少し予算の絞り込みなどというのもやっていかなきゃいけないなと思っている。そうすると、今いじってあまり市の予算の方に負担をかけない箇所がどこなのか。これは齋藤委員の話にもあると思うんだけど、そここのところの工夫を少しおやりくださるといいなと思いますけどね。ずっと継続していくということが大前提としてあるんだから、そういうことで少し考えてください。

今、国のお金がもらえるんだから、これはこれで使いましょうとかじゃなくて、例えば文科省は単価でいくと5,500円と書いてあるけれども、そうじゃなくても十分に人材は確保できますよというような話をして、これから我々はずっとやっていかなきゃいけないんだから、そうしたらこのところは調整していきましょうとか、そのあたりの戦略を少し考えてほしいんですよ。

朴木指導室統括指導主事　わかりました。

小田原委員長　考えながらやっているとは思いますがね。

齋藤委員　私も1つお願いで、大変お忙しいところ本当に申しわけないんですけども、私はPTA出身なものですから、保護者からの声は結構届くんですよ。その保護者のいろんな声の中で、スクールカウンセラーの現状、使いやすい、使いにくい、こういうところに問題がある、その辺りの意見、結構具体例として声が届いている。

だから、指導室の方からもいろいろと学校を訪れたときに、今の心の教室というのかな、立派なものができるわけで、そこの中にスクールカウンセラーさんとか、メンタルサポーターさんが行かれていると思うんですけども、それがどのように活用されているのか。実際に子どもたちのためになっている、または保護者のためになっているのかというものを少しお調べいただいて、現状を把握していただけると、次の話し合いのときに、お

おむね保護者の声と合っているとか、少し離れてるなとかというのが、もう少し先に話が進んで話せるような気がするんです。

朴木指導室統括指導主事 どのような活用の実態かというのは、指導主事の学校訪問を通じて確実に把握していきたいと思いますし、これまでもスクールカウンセラーに関しても、指導主事が心の教室に入って、どのような相談活動が行われているとか、あるいは各学校で環境整備をどのように図っているとか、あるいは、メンタルサポーターは1日来ているんだけど、ボランティアで1日来ているんだよというのも把握してはおります。今後、よりこういった事業がうまくいくような把握の仕方も考えたいと思います。

小田原委員長 登校支援ネットワークは今始まったばかりでしょう。だから、これからその整備をしていくわけですから、当然検討されていく中身は、今の齋藤委員の要望も検討されていくべき中身をこの事業そのものが持っているわけですね。ぜひ、いい形でもって広げていって、なおかつ国庫の補助がなくなった時点でも教育サービスを低下させないようにしていくためにはどうするかという方向性をぜひ、つくってほしいと思っています。

ということで、第19号議案、そのほかに何か御意見、御質問はございますか。

ほかに御意見もないようでございますので、お諮りいたします。

ただいま議題となっております第19号議案につきましては、御提案のとおり調製依頼をするということでよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 それでは、そのように決定することにいたします。

小田原委員長 次に、日程第2、第20号議案 八王子市姫木平自然の家条例の一部を改正する条例の設定依頼についてを議題に供します。

本案について、生涯学習総務課から説明願います。

米山生涯学習総務課長 それでは、第20号議案 八王子市姫木平自然の家条例の一部を改正する条例の設定依頼について、宮木課長補佐から説明させていただきます。

宮木生涯学習総務課主査 それでは、第20号議案 八王子市姫木平自然の家条例の一部を改正する条例の設定依頼について御説明いたします。

姫木平自然の家は、長野県の白樺湖の近くにあります。恵まれた自然環境の中で団体生活を通じて、少年の心身の健全な育成を図ることを目的に昭和51年に開設いたしました。

た。少年団体以外にも、一般市民の方も保養やスポーツ、レクリエーション等で御利用いただいております。

この施設の管理を平成19年4月に指定管理者による管理といたしたく、本年9月の市議会第3回定例会に条例改正の議案提出を依頼するものです。

改正の内容ですが、指定管理者制度を導入するため、指定管理者が利用の承認や利用料金の收受等の業務を代行できるように必要な条文整備を行うものです。

また、本改正に合わせまして、改正前は設定のなかった休憩利用時の利用料を新たに設定し、その上限を大人1人1回300円、子どもは100円とし、テント利用時の料金設定もなかったため、これも新たにテントサイト利用料金の上限を1サイト1泊1,500円としたいと考えています。

改正の理由ですが、教育委員会では、本市の「八王子市指定管理者制度導入に向けた基本方針」を受けまして、社会教育施設等について、その設置目的や効果、効率性、サービスの向上の可能性等を考慮し、各施設の管理形態として何が最適かを検証しました。その結果、姫木平自然の家は、サービスの向上や柔軟な運営が期待できることから、指定管理者による管理の方向性を本年2月15日の定例会で決定しましたので、導入のための条例整備を依頼するものです。

また、現条例では設定のなかった休憩利用時とテントサイト利用時の料金を設定することで、利用形態の選択余地を拡大して、利用しやすくすることで利用促進を図るものです。

次に、改正点ですが、次の議案資料をごらんください。改正点としましては全部で13ございます。そのうち指定管理者制度導入のための改正点としましては、管理を指定管理者に行わせること。利用の承認、不承認、利用の取り消しを指定管理者に行わせること。利用料金制度を導入し、利用料金の上限額は現条例の額とし、利用料金は指定管理者の収入とすること。指定管理者が利用料金を教育委員会が定める基準により減免することができること。以下は指定管理者導入の手続に関することです。

その次に、利用促進のための改正点としましては、休憩時の利用料金、テントサイトの利用料金、体育館利用時の利用料金、これは、現条例では、午前が9時から12時とか、午後が1時から5時とか、時間が指定されているんですね。それを取り払いまして、全日、午前9時から夜9時までですけれども、全日利用の料金の上限のみとしまして、より柔軟に貸し出しができるようにするものでございます。

その次の規則への委任を明確にするための改正点でございますが、これは、現条例では

休業日や使用時間を定めておりません。休業日につきましては規則で定めております。ただ、規則に委任するという項目もありませんので、改正に合わせて休業日等を規則に委任するという事を明確にしたいと考えております。

最後に、施行期日は、改正条例の公布の日から施行することになりますが、実際に指定管理者による運営をするのは来年19年4月ですので、現行の直営制度は、平成19年3月31日まで継続させるという項目を入れてございます。

説明は以上でございます。

小田原委員長 本件について説明は終わりました。

本件につきまして、何か御質疑ございませんか。

細野委員 1つ質問がありますけれども、指定管理者制度というのは、八王子市では結構取り組まれていると思うんだけど、統一した法規みたいなのというんですか、内規みたいなものはあるんですか。例えば、指定管理者が再契約をして運営は別の者に任せるとか、そういうようなことを禁止するとか、そういう内規とかはあるんでしょうか。

米山生涯学習総務課長 指定管理者制度全般のトータル的な条例はございません。個別条例という形で条例設定という形で八王子市の場合はございます。

小田原委員長 指定管理者制度に関する条例ないし規則はないということですね。

米山生涯学習総務課長 はい。ただ、指定管理者制度の導入についての基本方針というのがあります。基本的にこういう形で導入しなさいという方針は、平成16年7月9日にありまして、その後、実は指定管理者円滑導入に向けた検討会というのを外部委員で設けて、導入方針のその2が平成17年4月21日に、こういう形で導入してくださいと。そこには、例えば選考委員会を設けなさいとか、評価はこうしなさいとか、評価の視点ですね、そういう細かい部分を決めて指定管理者制度を導入すると。契約内容とか、契約の細かい部分も業務を精査して、どこまで指定管理者にするとかというところは多少基本方針の中に入っています。条例などでの規制的なものはございません。

小田原委員長 その方針はどこから出てきたの。

米山生涯学習総務課長 市長部局からです。

小田原委員長 その中には、今、細野委員が聞かれた下請に出すというようなことをしてはいけないとか、そういうような決まりはあるんですか。

米山生涯学習総務課長 書かれておりません。

細野委員 それは、いろいろな合理的な観点から、そういう場合もあるからそういうのを

つけなかったとか、あるいは、原則再契約というものを禁止しますとか、そういうような原則論を基本方針の中には含めなかった。その意味はどういうことでしょうか。

菊谷生涯学習スポーツ部長　今の細野委員の御質問でございますが、今、手元に方針の資料がございませんが、一般的には、業務委託をした場合は第三者に請け負わせてはならないというのが原則でございます。ただし書きがありまして、ただし、市の承諾、我々でいえば教育委員会ということになりますので、教育委員会の承諾を得た場合は、その限りではないというただし書きが一般的にはついていてということでございますので、原則はあくまでも委託業者がやるということでございます。ただ、内容的にどうしてもそこで対応できない部分は、市の方の承諾を得て第三者に委託することも可能というふうに考えております。

小田原委員長　よろしいですか。第3条第2項でいえば、ただし書き以前に教育委員会が指定する者に行わせるものとするで包括されるんじゃないですかね。

そのほかに御質問ございませんか。

齋藤委員　この問題は何度か懇談会のところでも話していますし、確認のためにちょっとお伺いしたいんですけども、こういう指定管理者制度をとることによって、当然メリットがあるから行うわけですよ。その中にはいろんなメリットがあると思うんですよ。利用価値が上がって、利用者が非常に便利に使えるようになる。利用率も上がってくるだろうとか、いろんな要素があると思うんですが、その中に今まで八王子市が姫木平を維持するためにかけてきた経費もあるわけですよ。今回指定管理者制度にすることによって、どのくらいのお金が現実的には浮くという言い方はおかしいのかな、少し楽になるかとかという算出はあるんですか。雑駁でもいいですけども。

米山生涯学習総務課長　経費的な部分については、八王子市の場合、実は、平成13年に業務委託をかけるときにかなり整理しております。施設の管理については、施設の維持管理費と、あとは人件費という部分の大きく2つに分かれます。それと、あと収入の部分ですね。この3つを比較検討することによって、指定管理者にして安くするか、しないかを比較するわけです。

1つには、まず利用料金については、大人が1泊2食3,700円、それと、小中学生は1,900円という料金が非常に低廉ということで、収入はあまり見込めない。という中で、当然その効率的な運営のためには、あと1つは人件費部分をどうするか。施設の維持管理部分は当然最低限の法定点検とか、そういうのをしなければなりませんので、そこ

はなかなか金額が下がらないだろうと。

あと、人件費部分は、今5名働いていますけれども、1人平均年間340万から500万円ですので、そこもなかなか下げられないという形で、私どもとしては、指定管理者にして、サービスとか、申し込み、あと運営は柔軟になるんですけれども、その部分は経費的にはなかなか下げられないだろうという判断をしています。

ただし、下げられる可能性としては、利用者が少しふえれば収入がふえますので、その部分で下げられる可能性は出てくると。

齋藤委員　それで、確認ですけれども、仮に利用率がどんどん上がってくれば、その収入は全部指定管理者の方に行くわけですよ。当然その利用率が上がってきた段階で、何年契約というのかな、その見直しを当然し直さなきゃならないですよ。

米山生涯学習総務課長　指定管理者として予定しているのは3年でございます。それと、指定管理者の現状としまして、例えば利用者がふえた場合には、当然のことながら指定管理者の収入がふえる。またその逆も真なりという部分もございまして、そこはどこの市町村も一番議論するところなんですね。ですから、3年でまた見直しをするという形になります。

小田原委員長　御意見を含めて何かございませんか。

細野委員　新旧対照表を見ているんだけど、指定管理者にしたときは、やっぱりサービスというのは結構きめ細かにやってほしいと思っていますよね。それから、運営を弾力的にやってほしいと思っているわけです。そうすると、一番後ろのところにある別表に、コストの算定方法、利用料金を書いてありますよね。旧でもやっぱり事細かに書いてあるわけです。休憩は1人幾らとか、体育館は午前、午後はお金が違いますよ、夜間も違いますよ、全日もありますよと書いてある。それを今度、体育館についての利用は1日という単位になっている。

これを指定管理者にさせるわけですよ。そうしたら、例えば学生たちが行って半日しか使いません。午後だけです、夜間でいいんですというときは、1日という形でなきゃ借りられないのか。そのところは融通が利かないのかどうなのか。そのところをどういうふうに考えているのか説明してください。

宮木生涯学習総務課主査　これはあくまで全日借りた場合、朝9時から夜9時まで借りた場合の上限が5,000円ということで、この範囲内で利用料金を指定管理者が設定できるということですので、例えば1時間幾らという形にもできます。そうすれば、今まで午

前9時から12時までしか借りなくて、12時から1時までは借りられなかったものを、例えば11時から2時とか、割と今よりも時間を固定せずに貸すことが可能になるということですよ。

細野委員　そういうことはどこに書いてあるんでしょうか。

小田原委員長　7条の第3号2項、3項ですね。

宮木生涯学習総務課主査　そこまで細かい、具体的なことは書いていないんですが、そういう解釈をできるというふうに考えています。

小田原委員長　これは別表をつけてある割に、第7条があるというのは不思議なんだよね。では、休業日はどうなのかというと、委員会規則で定めることになって、条例にはないわけだね。そのちぐはぐはあるなというふうには感じてはいるんですけどもね。委員会規則は、じゃあ変更はないのかといたら、変更がないからここに出て来ないのだろうと思いますけど。

宮木生涯学習総務課主査　委員会規則はまた後日、条例改正に合わせて行いたいと。

小田原委員長　後で出てくるの。

宮木生涯学習総務課主査　はい。

細野委員　そうすると、この金額は、上限ということなんですか。

宮木生涯学習総務課主査　ええ、上限でございます。

細野委員　全日利用料金については書いてあると。じゃあ、時間利用料金がどうのこうのというやつは、ここに定める必要はないんですか。

宮木生涯学習総務課主査　そうです。

細野委員　どこに上限と書いてありますか。

宮木生涯学習総務課主査　条例の第7条でいえば第7条の第2項、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が八王子市教育委員会の承認を得て定めると。「額の範囲内において」というところです。

細野委員　これが、上限なんだ。

宮木生涯学習総務課主査　はい。全日借りても5,000円が上限だということです。

小田原委員長　ここはもっと配分して、全日借りるんだったら1万円ぐらいにしたいんだけれども、1万円にしたら、今度はほかのところとの比較で借り手が来なくなっちゃうから、しょうがない、5,000円というふうにしたと。苦肉の策じゃないんですか。

細野委員　だから、この上限自身が適当な数字なのかどうかというのは、ちゃんと皆さん

で検討なさっているわけ。今まで5,000円だったからそうしたんですか。だから、その算定の根拠を聞きたいですね。わざわざこれを定める必要があるのかどうなのか。このあたりは弾力的にしてもいいんじゃないか。

小田原委員長 この間、体育館は聞かなかつたんだけど、テントサイトはもっと上げてもいいんじゃないかと言ったら、近隣が1,500円だから上げられないという話だったんですよ。体育館はどうなんですか。

米山生涯学習総務課長 これは記憶でございますけど、平米単価で割って当時決めているんですね。ただ、現状として今は適正かどうかというのは、なかなか判断がつかない部分でございます。これを全日5,000円にしたというのは、当然5,000円以下で適正な料金を指定管理者と私どもで決めていけるという形の中で、あくまでも目安としての上限5,000円なだけであって、当然時代の中で適正料金がもし4,000円でしたら、4,000円ということで、時間当たり幾らにするというのを柔軟に決められると。

細野委員 柔軟だと言ったって、上限が決まっていると柔軟とは言えないでしょう。

菊谷生涯学習スポーツ部長 今回の料金見直しの基本は、現行の額より上げないというのが原則でございます。これは、前回の6月にも御提案申し上げておりますこども科学館についても、現行の使用料は上げないで、その中で分解をしたという考え方が基本でございます。宿泊料につきましても、今までの2,000円、あるいは200円というものを設定いたしまして、この中で対応したいということでございます。

今、細野委員御質問の、弾力的にできるかどうかということにつきましては、この表からしますとなかなか読み取れないところもございます。7条の第2項で教育委員会の承認を得て定めるということになっておりますので、例えばさっき宮木課長補佐の方から説明があった、では1時間幾らにするというようなことは、また委員会の方に御提案申し上げて、料金を決めさせていただきたいというふうに考えております。

細野委員 では、意見いいですか。今、指定管理者はすごくはやっていて、あちこちでやっているんだけど、そのねらいが何かということだと思うんですよ。1つは、サービスの質とか、いろいろな面での弾力化をさせるということが1つだと思うし、もう1つは、やっぱり価格についての機動的な修正とか、そういうのがどんどんできるということだと思うわけです。そうすると、こういうふうなキャップをかぶせると言うんだけど、そういうことをわざわざつけておいた方がいいのか、それともつけておかない方がいいのか。そのところを少し御議論してほしいと思うんですね。

私は、それが合理的な算定ということでここで御説明してくださるのは、それはそれでいいんですけども、なければ、取ってもいいんじゃないかというふうに思います。つけることがどうしても必要なんだといたら、その理由を説明してほしい。

菊谷生涯学習スポーツ部長 後ほど詳細な御報告をさせていただきますが、自治法の中にたしか料金については設定をする、上限を定めるといった規定がございます。その範囲の中で指定管理者の裁量の中で対処するという形になっていたというふうに記憶しておりますので、ちょっとその部分は今確認をさせていただきます。

宮木生涯学習総務課主査 地方自治法第244条の2の8項の中に「普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる」。その次に「前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない」。

細野委員 だから、承認を受けるんだよね。上限を設けるとは一言も書いていないですよ。だから、要するに、指定管理者に機能的にやってほしいわけですよ。その大きな要素として価格の設定というのがあるんじゃないか。もしも上限というものが経済原則として十分に説明できないものであるならば、これは撤廃してもいいんじゃないかということを行っているので、もしそうでないならば、こうですという話をしてくれればいいわけです。

小田原委員長 その「定めるものとする」という地方自治法によれば、定めないとはいけないわね。上限とか何かを言わなくてもね。

宮木生涯学習総務課主査 はい。

小田原委員長 私の理解は、利用率を上げる、収入を上げる。そのためにはもっと料金を上げてもいいしというふうに思うんだけど、ただ、上げたら利用しなくなる方が大きい。マイナスの方が大きいというので、据え置くというふうに私は理解しているんです。では、利用率を上げるためにはどうするかといたら、建物を直した方がいい。施設をもうちょっと充実した方がいいという話になっちゃうと、今度はそっちの方の出費に見合う収入はどうも見込めない。そういう苦しいところがあるんじゃないですか。そこまでは皆さんからは言えない。

米山生涯学習総務課長 施設を一度見に行っていて、一度利用していただければ、

多少御理解いただけると思いますけれども、料金設定についてかなり議論しました。当然他市の事例もかなり調べましたし、他市にも二、三種私は個人的には泊まったことがあります。そういった中で、料金のところについては、青少年の施設という形になっておりますので、一般の方が利用するに当たって、料金的に結構厳しい。通常の正規の一般料金から比べると、結構低廉にしないと厳しいような施設という判断をしております。

小田原委員長　　ちなみに、体育館は水銀灯ですか。

米山生涯学習総務課長　　水銀灯です。

小田原委員長　　すると、これを午前9時から午後9時までつけっ放しにしておくと、水銀灯は切ったりつけたりする方が逆に高くなると言われるんですけども、1本幾らになるのでしょうか。午前9時から午後9時までの光熱費は幾らなのでしょうか。

米山生涯学習総務課長　　計算したことはございませんけれども、多分、5,000円は超えないと思います。予測ですけども、小学校のナイターで照明を水銀灯でやっているんですけども、あれはたしか1,000円を取っているはずなんです。それが大体電気料金という形だったかと。

小田原委員長　　それは午前9時から午後9時までじゃないでしょう。

米山生涯学習総務課長　　3時間ですけども、本数が全然違いますので。

小田原委員長　　大体学校の体育館は3つか4つ切れているじゃない。

細野委員　　齋藤委員ね、あなたは経営者だからちょっと聞きたいんだけども、ああいうブライスカップをかぶせた場合と、かぶせないで、そしてビジネスとしているいろいろやっていきましょうと。自分たちで追加的な費用を払ってもいいから、利用率を高めて回転率を上げて、そして収入を得ていましょうというようなことを考えたときに、上限を決めるという方がいいのか、それとも、全部取っ払ってやった方がいいのか、どちらですか。

齋藤委員　　やはりこの姫木平はシーズンオフがありますよね。利用率が異常に下がる。そういうときに何か仮にイベントを組むとか、そういうときに入場料を取って、前にもちょっと発言させていただきましてけども、いろんなところから、周りのところから人を呼んで、そこで何か有料のイベントを組むなんていうことを考えるかなと私は思ったんですよ。だから、そういうときの料金設定ということ考えたときに、何か上限とか、邪魔になるものはやっぱり困りますよね。いろんな規制よりも、そこら辺はできるんですかという質問は最後にちょっと聞こうと思ったんですよ。

つまり、この姫木平という施設は、非常に八王子にとっても大切な施設ですよ。今、

子どもたちのために守っていかなくちゃならない施設であるわけですから、これが今なくなったら非常に学校の方も困る。指定管理者さんに何とか頑張ってやっていってもらわなくちゃならない。3年で見直しと言うけども、3年の間に指定管理者がとてできないよという可能性だってあるわけですよ。いろんなことを考えて、何かイベントを組もう。例えば参加費5,000円で、とにかく一晩食事もつけて何かイベントをやろうといったときに、この条例の中でできるのかなというのをちょっと教えていただきたいぐらいの気持ちだったんです。

ですから、細野先生の御質問にもし答えるとするならば、体育館の上限が幾らだとか、何が幾らというのはいいいとしても、何か別枠で独自のものについては指定管理者が独自にいろんなものを組めるといような1条は入れておいてあげてほしいなというような気はしました。だから、やっぱりあまり上限が決められていると苦しいだろうなと思いますね。企業努力で頑張れるような気がするんですけどね。

小田原委員長 何を想定しているかというのが問題になるんだけど、要は、教育委員会がいいと言えばいいわけですから。ただし、この施設には目的がありますから、団体生活を通じて青少年の心身の健全な育成を図るものでなければなりません。それに合うものであればいいわけです。

細野委員 だから、そもそも論で、何でこれを指定管理者にするのか。利用率がこんなに下がるんだったら、つぶした方がいい。もう一回試してみましょ。そう決めたんだたら、いろいろな実験をしてもいいじゃないですか。なるべく規制は外しましょ。やってみてくださいよ。それでもだめだったらつぶしましょ。そういう話だったと僕は思うけど。だから、算定根拠というか、上限をかぶせることの根拠を言ってくださいということなんですよ。法律には書いていないわけでしょう。

小田原委員長 どうですか。それで、少し考えるんですか。

宮木生涯学習総務課主査 現実には指定管理者制度の運営に当たって、改正前の条例の使用料を値上げしたという事例は多分ないんだと思います。

小田原委員長 それは理由にならないんじゃないですか。

菊谷生涯学習スポーツ部長 先ほども申し上げましたが、市民の方が使う社会教育施設を含めた公の施設につきましては、全庁的な検討の機会がまたあると思います。そういう中で決定をいただくというのが本来の形です。その間につきましては、こども科学館の話先ほど出しましたが、現状の上限を上げないというのが基本的なスタンスでございます。

その中で維持管理、あるいはプラネタリウムの観覧料に分解をしたのがこども科学館の料金の見直しでございます。

姫木平につきましても、今の中では、今、細野委員、委員長もおっしゃいましたが、5万円というのは1つの例だと思いますが、そこをあまり高くしますと、これは市の使用料としても好ましくないということもございますので、今の範囲内でおさまるということであれば、市民に対する負担もふえないわけですので、その範囲の中でやるという趣旨で、見直しにつきましては、今後、市の利用料金の見直しを全庁的にやることになっておりますので、その中で検討をさせていただきたいというふうに思っております。

細野委員　今はデフレだからいいですよ。でも、いつインフレになるかわからない。そうすると、5,000円という上限を保持しましょうなんていうことは、理論的に成り立たない場合も出てくるかもしれない。そうしたらまた考える。私は、皆さんが上限に固執する意味が全然わからないわけ。何にも見えていない。なぜそこまでこれに固執しなきゃいけないのか。

小田原委員長　公共料金の値上げについては、この1カ所だけをもって検討することはできないというのが皆さんの基本的な考え方というか、スタンスですね。そういうことなんです。

菊谷生涯学習スポーツ部長　はい。

小田原委員長　それと、細野委員が言っているのと全然一致しないですよ。

菊谷生涯学習スポーツ部長　以前に包括外部監査等でいろいろ運動施設の利用料金の見直しの指摘もございました。もう少し受益者負担で開放してもいいんじゃないかというお話もございました。そういう中で、私どもも理事者の方にも報告してございますが、市全体としては、個別にやるのではなくて、今後、全体の使用料、利用料の見直しの中で対応すべきだというのが、今現在の調整内容でございますので、今後の料金見直しに当たりましては、教育委員会の定例会でいろんな意見が出ておりますので、そういうものも市の方にもぶつけてみたいと思いますので、今回につきましては、これでぜひ、お認めをいただきたいというふうに考えております。

小田原委員長　そのほかに御意見、御質問ございませんか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長　それでは、特にございませんようですので、お諮りいたします。

第20号議案につきましては、生涯学習総務課からの御提案につきまして、この提案の

とおり市長の方に起案するということによろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 御異議ないようでございますので、そのように決定いたします。

小田原委員長 それでは、続きまして、協議事項に入ります。

八王子ニュータウン中央地域新設小学校の開校に伴う小・中学校通学区域の変更についてを議題に供します。

本件について学事課から御説明願います。

小泉学事課長 八王子ニュータウン中央地域新設小学校の開校に伴います小・中学校通学区域の変更については、地域内の児童生徒数の集計結果、あるいは地域や保護者の意見を踏まえまして、調整を進めてきたところでございます。

地域との調整に際しましては、町会や保護者の代表との打ち合わせ会を去る5月16日と30日、2回にわたり開催いたしました。そして、通学区域の変更に際し考えなければいけない今後の住宅入居状況や、あるいは課題等につきまして十分に御理解をいただいた上で、地域としての意見や要望を伺いまして、それを考慮した通学区域案について御理解をいただくことができました。

このような事前調整を経まして、6月24日に七国小学校の体育館におきまして、町会あるいは保護者全体を対象といたしました説明会を開催いたしまして、この通学区域案、あるいは計画を説明いたしました。説明会におきましても御理解をいただくことができました。今後、この通学区域で手続を進めていくということで御了承をいただいたところでございます。

本日は、協議事項の中で通学区域の変更について御協議いただきまして、教育委員会として御了承をいただきたいと考えております。

なお、今後の手続についてでございますけれども、通学区域を定めております八王子市立小学校及び中学校の指定に関する規則がございますが、これにつきましては、12月に第4回市議会の定例会で八王子市立学校設置条例の改正をした後に、教育委員会定例会において規則改正をお願いする予定でございます。なお、今後のスケジュールとその他につきましては、資料の別紙をごらんいただきたいと思います。

それでは、通学区域変更に関します案につきまして、経過措置も含めまして、担当の穴水主査の方から説明をさせていただきます。

穴水学事課主査　それでは、八王子ニュータウン中央地域新設小学校の開校に伴う小・中学校の通学区域の変更につきまして、御説明申し上げます。

変更後の通学区域につきましては、お手元の資料 1 ページの中ほど、「1 各小・中学校の通学区域について」のとおりになりますが、まず通学区域変更の概要につきまして御説明いたします。資料の 3 ページの地図をごらんください。左側の(1)が現行の小学校、中学校の通学区域になります。小学校通学区域につきましては、現行の七国小学校通学区域では、今後 2,000 世帯を超える入居が予定されており、児童数の増加や、それに伴う教室不足を解消するために、みなみ野 4 丁目、みなみ野 5 丁目 19 番、兵衛 2 丁目、七国 1 丁目、宇津貫町の一部を新設小学校の通学区域に変更いたします。

また、みなみ野小学校通学区域では入居はほぼ完了しており、教室の不足は見込まれていませんが、新設小学校が最寄であるみなみ野 3 丁目を新設小学校通学区域に変更いたします。変更後の通学区域は右側、(2)になります。また、みなみ野 2 丁目及び兵衛 1 丁目につきましては、新設小学校通学区域への変更希望もありますが、両地域の全域を新設小学校通学区域に変更した場合は、新設小学校の教室が不足するため、今後の児童数の推計や地域で実施したアンケート結果などを踏まえて、両地域の一部、これは斜線で示しておりますが、この地域を新設小学校許可区域に設定することで、地域の方々の御理解をいただいております。

続きまして、中学校通学区域につきましては、現行の七国中学校通学区域では、今後の生徒数の増加に伴い、平成 21 年度ないし 22 年度に教室が不足し、その後も入居に伴い生徒数が増加するため、最終的には増築による対応が困難となります。そこで、平成 21 年度から、みなみ野 4 丁目、みなみ野 5 丁目 19 番をみなみ野中学校の増築による対応が可能となるように、みなみ野中学校通学区域に変更いたします。変更後の通学区域は 4 ページの左側、(3)のとおりになります。

1 ページにお戻りください。今回の小学校、中学校通学区域の変更に伴う指定校変更、学校選択の経過措置につきましては、1 ページの下段から 2 ページにかけてお示ししておりますが、指定校変更につきましては、通学区域が変更となる地域の在校生が現在通学している七国小学校、あるいはみなみ野小学校に引き続き通学できる経過措置、及びこの経過措置に伴って、その弟さんや妹さんの入学時や、中学校へ入学する際における経過措置を設定しております。

ただ、七国小学校の経過措置につきましては、七国小学校の教室不足に対応するため、

その対象学年を最終学年であり、平成15年4月の七国小学校開校時にみなみ野小学校から七国小学校に転校を経験している、来年度、平成19年度の6年生、現在の5年生に限定しております。

また、学校選択につきましては、新設小学校開校に伴い、平成18年度まで選択除外校としていたみなみ野小学校、七国小学校に新設小学校を加えた3校間での学校選択を可能にするとともに、新設小学校許可区域の設定や、中学校通学区域の変更に伴う優先措置を設定しております。

最後になりますが、今回の通学区域の変更では、多くの地域や保護者の皆様に御理解をいただくことができました。特に地域や保護者の代表者の方々には、事前のアンケートや説明会を通じて、意見の取りまとめ役など大変御尽力をいただきました。この場をおかりしまして、御協力いただきました皆様に感謝申し上げて、説明を終わらせていただきます。

小田原委員長　ただいま学事課の説明は終わりました。

本件について御質疑、御意見ございませんか。

「記」のところの中学校のみなみ野5丁目には括弧書きで「エグザガーデン」がつくんじゃないですか。これは落ちていませんか。

穴水学事課主査　5丁目19番、これはエグザガーデンでございますが、こちらについては現在は七国中学校になっておりますけれども、平成21年度からみなみ野中学校に移しますので、それに伴って変更いたします。

小泉学事課長　現行はみなみ野5丁目の一部が残っていますが、それが一緒になります。

小田原委員長　何か御質問、御意見ございませんか。

齋藤委員　細かい文言のところになって、よくよく読んでみてちょっと思うのは、希望があれば、「指定校変更申請により、何々小学校に通学できるものとする」とかという文言が出てきますが、これは大丈夫ですか。例えばそこで希望者が殺到した場合、これは確実に受け入れられるのか。

穴水学事課主査　その辺も数字を見た中で、対応できる範囲内で指定校変更ができるということで、設定いたしました。ですから、大丈夫です。

齋藤委員　ということは、マックスでここまでだろうということは一応読まれているんですね。

穴水学事課主査　はい。

齋藤委員　ということは、抽選になるとかということはないわけですね。

穴水学事課主査 ないです。

小泉学事課長 この条件に合う人が希望して、指定校変更申請されれば、それはすべて対応できます。

小田原委員長 全区域が行っちゃったとしても大丈夫ですね。

小泉学事課長 はい。

細野委員 将来の話をしたと思うんですけども、この地域の通学区域を全部自由に、学校選択は自由だよというようなプランは持っていないでしょうか。

穴水学事課主査 この通学区域を変更する段階で自由学区ということも視野に入れて考えましたが、いろいろデメリットがありまして、ある特定の3校のうちの1つに希望が殺された場合に、その学校に近いところに住んでいる方が抽せんに参加し、漏れた場合にはとんでもないところの学校に行かなくてはいけなくなり、そういう学区がないことによる保護者の負担、デメリットがやはり無視できないため、非常に問題であり、自由学区プランというのは採用できないということで、今回学区を設定するという選択をしたわけです。

ただ、先ほど説明しましたように、3校間の学校選択はできます。これはあくまでもみなみ野地域の中の3校だけの学校選択で、ほかから3校を選択することはできないという1つの条件をつけた中で、3校間での学校選択は保護者の希望でできるという措置をとらせていただいたというところでございます。

細野委員 なぜそんな話をしたかということ、3ページに変更後の小学校の通学区域というのがあったんですね。親御さんもそうだと思うんだけど、自分の住んでいるところから最も近い小学校にみんな行っていますから、そうすると、今の学区の形を見ると、結構変則的な気がするんですけども、これは私の錯覚でしょうけれども、かなり七国1丁目とか、宇津貫のあたりは、恐らく人口がふえていくでしょうから、七国の方に行くのか、それとも新設の方に行くのか、かなり悩ましいというような気がします。

普通、学校区の区割りというものは、もっと形がすっきりしていると思うんだけど、今回は無理していますよね。そうすると、そういうことを考えると、将来的にはかなりの比率で学校区の大きな編成替えということを考えなきゃいけないのかもしれない。そういうことを考えますと、小学校区域を自由にした方がいいのではないかなというのが私の意見というか、予想かもしれないです。それで、将来的にどうするのか。自由学区はということを知りたいということですね。

穴水学事課主査 御指摘の七国1丁目、兵衛2丁目ですが、こちらについては、基本的に

は住宅が比較的北部の方に固まりますので、新設小学校が多いということになると思います。それで、こちらにつきましては、先ほど3校間で学校選択を実施するというお話をしましたが、これはあくまでも経過措置であって、この3校で八王子ニュータウンの児童生徒を受け入れるのでいっぱいであり、他地域からお子さんを受け入れるほどの余裕がないということですので、将来的にお子さんの数が減ってきた段階では、他地域と同じように学校選択の実施が可能なのではないかと思います。

細野委員　私は、ほかの地域がどうのこうのという話じゃなくて、この八王子ニュータウンの学区の区切り方が、下の方の七国1丁目とか宇津貫というのは、まだまだ造成があるんじゃないかと。そうすると、この区切りでは、ちょっといびつというか、どうなのかと思ったんですね。それはどうかな。それは僕の思い過ごしなのかもしれないけれども、そうすると、そういう将来的に土地利用の予測ができないようなところもいっぱいあると思うんですよ。そうすると、将来的には、この3校については、自分の家に近いところに通いたいというはあるかもしれないけれども、そのあたりも考えておいてもいいんじゃないかなということが意見なんです。

穴水学事課主査　開発につきましては、将来的な開発計画を見越しておりますので、委員さんご指摘の南部の方、七国1丁目の方については現状では開発計画は一切ありません。

細野委員　開発しない。

穴水学事課主査　はい。緑地となっていくという街の計画になっております。

小田原委員長　七国1丁目も含めて考えていいんですか。

小泉学事課長　白く見えている七国1丁目のこともそうでございます。

穴水学事課主査　七国1丁目の下の方については、住宅が建つ計画はありません。

小泉学事課長　ですから、この図面の上では当然町目で切っていますので、こういうズメ型みたいな格好になっていますけれども、実際にはこの七国1丁目とか兵衛2丁目の白く見える部分には人が張りつかないということなので、本質的な意味での学区の地図というのは、もうちょっとバランスがとれていると思います。

細野委員　ここは緑地になるわけですね。

穴水学事課主査　今回も保護者の方に対し、隣の学校への選択でも対応できますよというお話も申し上げたんですが、基本的には学区として定めていただいて、現状を重視していただきたいというような声が多くありました。ですから、地域を若干分断する要素もあるんですが、我々の案は概ね了承していただいたところです。

今、委員さんが言われた最終的な再編ということですが、できればみなみ野2丁目、あるいは兵衛1丁目についても、新設小学校の通学区域ではないのですが、現状として教室がこのままでは不足してしまいますので、将来的に、このような地域の要望も踏まえて許可区域をもう少し広げていく、あるいは、こちらの両地域につきまして新設小学校に変更していくというようなことも想定しております。

小田原委員長 中学校はこういうふうに21年度から変更となっているんですけども、将来的なことを考えたときには、暫定だというふうに言いたいんですけども、経過措置みたいな言葉も入っちゃっているので、「暫定」という表現は使えないというふうに理解してよろしいんですか。つまり、新設小学校だけをつくるんじゃなくて、小中一貫校もあり得るということも検討されるわけですね。そういうことも考えたときには、「暫定」という言葉は入れなくてもいいのか。細野委員の意見も含めて、学区がなくなるというようなことも考えていいんじゃないかとも思うんですけども、それも今のお話だとしらない方がいいということであれば、これもあくまでも中学校区については暫定的ですよというふうなことは言わなくてもいいんでしょうか。

穴水学事課主査 学区をなくした場合、これはまた別に改めて議論する必要があるかと思いますが、市民、あるいはお子さん、保護者にとっては、学区がなくなると支障が多いというデメリットが想定されます。これはあえて申し上げますけど、行政手続上、我々の仕事の上では、学区がない方が、抽せんを決めることができますので楽なのですが、やはり多くの保護者の方は、住んでいる地域の学校に行きたいという希望があり、学区がなくなるために行けなくなるのではないかと、そういう不安を持っておられます。

ですから、学校選択制が始まった段階でも、地域の学校に行けるのですかという問い合わせがあり、要するに学区がなくなるのではないかという考えをする方がいらっしやいました。そんなこともございまして、学区をなくすべきではないというふうに考えました。ですから、中学校の通学区域でも暫定という形ではなく、21年は変更していくという形で進めさせていただきたいと考えております。

小田原委員長 そういう考え方に立つと、新設の小学校は中学校を併設する、小中一貫校は考えないというふうになりますけれども、そういうことでいいんですか。そうじゃないんでしょう。

小泉学事課長 少なくとも八王子ニュータウン地域の中学校の学区変更はもう21年度から執行しないと、七国中学校はもうあふれてしまうということで、小中一貫の場合、1つ

の施設を中学で使うとか、そういうことも課題としてありますが、今、目の前にある状況として、あと何年かのうちに七国中学校がパンクしてしまいます。それを防ぐためには、この通学区域の設定を21年度からしないとおさまらないというところで、こういう変更を今回することにしたということでございます。

望月教育総務課長　八王子ニュータウンに新しい学校をつくるということで、将来的なことまで考えると、やはり少子化の影響で、一定程度減少するという見込みがありますけれども、しかしながら、当面は、これから相当年数の間の子どもたちに対応するためにこの学校建設というものがあつたわけですが、ただ、それにしても、全体のニュータウンの中の子どもは、ずっと先の方を見ると減ってくることは間違いない。そうした中で、この学校を建てるに当たって、その建てるだけの意義を持たせるようということで、教育委員さんの方からも新しい学校づくりの試みということを提案されておりまして、私どもの方も議論の中で検討しております。

そうした中で、当面は、こういう学区については、この新しい学校については、地域運営学校等の試行について、地元等と協議をしているところでございますけれども、今後の姿として、委員長がおっしゃるように、1小1中というんですか、1つの学校で小・中一貫連携教育をしていくのか。それとも、ほかの地域によくありますけれども、3つの小学校と2つの中学校で連携を実施していくのかということについては、当面、地域運営学校等の試みをしながら、それから、七國小、七國中、みなみ野小、みなみ野中の小中連携の実践を踏まえながら、今後検討していきたいと現在では部内ではそういうふうに検討しております。

小田原委員長　ですから、お話の上ではそういうことで来ているんだけど、この文面からいくとそれが見えないでしょう。だから、当面とか暫定という、今、課長は当面という言葉が使われたんだけど、そういうことを発信しなくてもいいのかということをお教えください。

穴水学事課主査　学区としてはそういうことにはならないと思います。

小田原委員長　「暫定」という言葉も使わないんですか。

穴水学事課主査　新設小学校ができる前提があつたのですが、それまでは2校ですから、七国小学校、みなみ野小学校通学区域という設定をしまして、「暫定」という言葉は一切使っておりません。仮にもし八王子ニュータウンに3校目の中学校ができるまでは、別の通学区域ということですから、その段階で当然通学区域もまた変更という形になりますの

で、「暫定」という言葉は入らないと思います。

小田原委員長 だって、平成21年度からと言っているんだよ。

穴水学事課主査 21年度から変更すると考えています。

小泉学事課長 19、20は現行の通学区域のまま、小学校だけが19年度から学区が変わるということでございます。ですから、あくまでも規則改正をして、21年度に中学校の通学区域を変えるということを正式に教育委員会で決めていただくということになりますので、暫定という扱いにはならないと思います。

齋藤委員 そうすると、今、ここにある資料のものはすべて暫定でないということですか。つまり、今、学区についてはという言い方をなさったわけなんだけど、この文面をよく読むと、ちょっと気になる文章もあるような感じがするんですよね。例えば3番の(1)の一番下のところに、これはよく小田原先生なんかもおっしゃることなんですが、「ただし、前記3校以外の通学区域からは学校選択できないものとする」というのがあるじゃないですか。

これはさっきの話に出ていましたけれども、この学校というのは、七国にしても、みなみ野にしても、新しくできる学校にしても、とにかく施設は新しい。それから、小中一貫も恐らく今後率先的に始まるだろう。八王子全市的に見ても非常に注目を浴びているところですよ。そこに、みなみ野地域以外の人には全く最初から入れないわけですよ。このことについても「暫定」ではないんですか。ずっと無理なんですか。だって、いずれ子どもが減ってくるわけでしょう。そのときにも入れないままにしちゃうんですか。

穴水学事課主査 経過措置ということですので、学区については「暫定」という言葉はないと思っております。学校選択についてこちらで検討させていただいているのは経過措置になりますので、八王子ニュータウンのお子さんが一定程度減少してきて、またかなり受け入れる余裕が出てきた段階では、ほかの地域からのお子さんを受け入れられるという形になるということでございます。

小田原委員長 この経過措置というのは、経過がいつまでというのがないところがみそなんだね。

穴水学事課主査 状況を見ながらということですよ。

小田原委員長 それで、経過措置なんですよ。

穴水学事課主査 いつオープンにするかどうかというのも、状況を見ながらということなので、大分先なのかもしれませんし、近い将来なのかもしれません。

小田原委員長 22年には24学級想定されるということで、またどう見るかが変わってくる。そういう予想ですね。

細野委員 今、八王子ニュータウンはどれぐらいの開発をやっているんですか。何%ぐらい。もうほとんど終わっているんですか。

穴水学事課主査 まだ、どんどん建っています。

小田原委員長 みなみ野の北の方ですか。

穴水学事課主査 七国の5、6丁目です。

小田原委員長 整地されているんだけど、まだ建てていないということね。

穴水学事課主査 そうです。それがどんどん建ち始めています。

小田原委員長 緑の部分が消えるということはないと。

穴水学事課主査 そこは違います。

石垣学校教育部長 入居予定者数が約2万8,000人。今、1万5,500人ぐらいです。だから、60%いくかいかないかです。

細野委員 ここは、皆、一戸建てでしょう。

石垣学校教育部長 ええ、そうです。

穴水学事課主査 あと2,000戸ぐらい建てるということですから。

小田原委員長 これは学事課としての御提案であって、さっき教育総務課長の言ったようなことは、依然として今後検討されていくというふうにしてこの文面を読み取っていただきたいということですよ。よろしゅうございますか。

特にないようでございますので、各委員の意見を踏まえて事務を進めていただきたいということで、この学事課からの御提案は終わりますが、よろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 では、よろしく願いいたします。

小田原委員長 次に、報告事項となります。指導室からお願いいたします。

岡本学校教育部参事 死亡者叙勲の受章について御報告申し上げます。

受章者は、元八王子市立三本松小学校長の高橋昭子さんでございます。受章内容にありますように、瑞宝双光章、叙位は従六位でございます。発令年月日は平成18年5月3日付であります。

以上でございます。

小田原委員長 報告は終わりました。

御質疑ございませんか。

64歳というと、どこか現職ですか。

岡本学校教育部参事 いえ、現職ではございません。

小田原委員長 嘱託はやっていない。

岡本学校教育部参事 嘱託はっております。

川上委員 病気で亡くなったんですか。

岡本学校教育部参事 病気というふうに伺っております。

小田原委員長 病気と聞いているだけね。

特にございませんようですので、御報告ということでございます。

死亡者叙勲は以上のとおりでございます。

そのほかに報告事項はございませんか。

石垣学校教育部参事 ほかに2件ございますので、報告をさせていただきたいと思います。

小田原委員長 それでは、事務局から順次報告願います。

萩生田施設整備課長 それでは、小中学校のプールの安全管理について御報告申し上げます。

7月31日に埼玉県ふじみ野市の市営プールで事故がございました。担当部の方も改めまして、安全管理と事故防止のため、排水口等の点検を行いました。その点検結果等について担当の松田主査の方から御報告いたします。私どもの報告の後、生涯学習部の方でも市営プールを管理していますので、あわせて御報告をいたします。

松田施設整備課主査 それでは、小中学校のプールの安全点検について報告をいたします。

初めに、構造的な問題でございますけれども、今回事故のありましたふじみ野市の流れるプールは、非常に強力な吸い込み装置を有したものでございまして、そこでプール水を排水し、またそれをプールに戻して給水して、それで流れるプールという形をつくっているものでございます。学校のプールとは構造が違いまして、特に流れる構造というのはつくっておりませんので、ふじみ野市のプールとは基本的に構造的には違うものでございます。

学校のプールの安全点検につきましては、供用開始前の5月24日、お手元にお配りしました資料の裏面でございますが、排水口のふたの点検、これはネジであるとか、ボルト

であるとか、そういったものの点検、それから吸い込み防止金具の設置、こういうものについてきちんと装着しているかどうか。そういうことをプール清掃時に水を抜きますもので確認できますので、その時点において確認をしております。

今回の緊急点検でございますが、安全管理と事故防止のため、潜水等の方法によりまして、排水口のふたの締めりぐあいであるとか、ろ過器の給排水口のふたが装着されているかどうか、そういったものの点検を行うよう依頼を出しまして、その結果、すべて105校については特に異常な状態は見当たりませんでした。

以上、報告とさせていただきます。

小田原委員長　では、今の学校教育部施設整備課の方の説明についてはいかがですか。御質問、御意見は。

齋藤委員　今回のふじみ野市の事件は本当に大変なことになりましたので、新聞紙上でも非常に大きな問題として取り上げられていますけれども、あの事件があって、国、都から来て点検したという状況なのか。八王子市としては定期的に点検しているのか。そのあたりのところをお伺いしたいと思います。

萩生田施設整備課長　八王子の場合には、毎年、プールシーズンの前に全部水を抜いて清掃します。そのときに排水口のふたと、それから排水口の中にある吸い込み防止金具、これについては管理職立ち会いのもとに点検をしております。それで、そのときの写真がこれになります。

今、委員がおっしゃったように、今回の事故を受けまして、国・都からの通知が来ました。私どもの方も、それに合わせて実際の点検をした。学校プール自体は異常がなかったということでございます。

それから、通常のプール指導についても、指導前に教員の方でプールに入って水位を見たりとか、あるいは排水口の設置が確認されているかどうかといったことを点検して、それからプール指導に入るということをしております。

小田原委員長　質問は、そういうことになっているという、そこまではいいんですよ。事故があったふじみ野市でも、そうすることになっていたけれども、実はそうっていなかった。あるいは、ボルトで締めるところにボルトがなかったというようなことだったわけでしょう。だから、改めてこういうふうに事故防止のために点検しろという前に、本市の学校の場合には、管理職が立ち会って安全を確実に確認していた、遺漏がなかったというふうに言えるのか。

萩生田施設整備課長 言えます。

小田原委員長 ということです。

引き続き、生涯学習部関係の方のプール施設について。

菊谷生涯学習スポーツ部長 スポーツ振興課長が休んでいるものですから、私の方から御報告させていただきます。

生涯学習スポーツ部は、3つのプールがございます。スポーツ振興課の所管をしております大塚公園のプール、陵南プール、それから体育館長が所管をしております甲の原体育館のプールというのがございます。私の方では、スポーツ振興課が所管をしておりますプールにつきまして御報告を申し上げます。

まず、大塚公園プールにつきましては、ふた、あるいは吸い込み金具等の点検をいたしました、特に問題はございません。

陵南公園プールにつきましては、大変残念な結果で、大変申しわけございませんでしたが、ふたにつきましては金具できちんととめてございましたが、中の吸水金具が設置をされていなかったということがございます。これにつきましては設置されておりませんでしたので、直ちに対応いたしまして、今現在の対応としては、専属の監視員を配置することと、吸い込み金具のかわりにブロックを底に沈めることで、このブロックがきちんと沈められるということを確認いたしまして、継続使用にするか決定したいというふうに考えています。

福田生涯学習スポーツ部主幹 続きまして、甲の原体育館のプールについて口頭で御報告申し上げます。

甲の原体育館は、長さ25メートルの大プールがございますが、そのところに2カ所の給排水口がございます。これについて、点検をいたしましたところ、特に異常はございませんでした。

給排水口の点検確認につきましては、日常業務といたしまして、プール業務開始の前に、水底確認ということで水の中に潜りまして水中から点検をし、また、1時間あたり10分間休憩時間を設けておりますが、その休憩時間を利用して、プールの上から見る目視確認、それと、2時間ごとにさらに水の中に潜って点検をする水底確認ということで、給排水口の確認をしているところでございます。

また、甲の原体育館のプールにつきましては循環式のプールでございまして、流れるプールというものではございません。排出口につきましては、年1回水の入替えをすると

きに排出口として使用し、それ以外はろ過器に接続するための給排水口ということでございまして、給排水口部分に極端な水圧だとか、吸引力がかかるような心配はないということで、吸い込まれる等の心配はないというふうに考えております。また、監視業務の徹底をこれからも図っていきたいと考えております。

菊谷生涯学習スポーツ部長　私の説明がちょっと抜けまして、大変申しわけありません。大塚公園と陵南も通常のプールでございまして、流れるプールということにはなっておりません。それから、給排水、特に排水口については、年1回清掃をするときに、バングルで別のところで排水させてあけるという構造になっております。

小田原委員長　報告は以上でございますが、何か御質疑ございませんか。

齋藤委員　今回のふじみ野市の事故というのは特例であって、恐らく今の御説明であっても、いろんな問題が二重になっているわけでしょう。上の方は大丈夫で、吸い込み口の小さい口のところに中側になかったというお話だというふうに聞き取れるんですが、ですから、それが大きな事故につながるとは、あまり思えないんですが、だからといっていいのかということそうじゃないと思うんですね。

ちょっと御質問させていただきたいのは、それはそうしなければいけないことが気がつかなかったために、ついていなかったのか。わかっていたのに、点検的に見落としていたのかということところがちょっとわからないんですが。

菊谷生涯学習スポーツ部長　そのところは、私どもの方は、上ぶたについてはもちろんシーズン前に確認をしておりますので、ボルトで固定をしておりますので問題ないという認識でございました。ところが、吸い込み口のところは、大変申しわけなかったんですが、そういう対応をなさいということは周知をしておりませんでした。

小田原委員長　それは本当に大変申しわけないことなんですか。今の質問は、吸い込み口のところは点検することになっていたのか。そこまではしなくてもいいということになっていたのか。そこを聞いているわけです。

菊谷生涯学習スポーツ部長　私どもが承知をしている範囲では、安全確認ということからすれば、もちろん最初のふたのところ、そういう認識はありましたけれども、吸い込み口に金具をつけるということについては、今回の事故があった後承知をしたというもので、ちょっと正確な答弁じゃないかもしれませんが、従前からそのところの確認はしていませんでした。端的に言えばそういうことでございます。

小田原委員長　それは、さっき学校教育部の中では言わなかったんだけど、学校教育

部のところには、排水枡内の清掃を見逃したという言葉があるんだけど、見逃して、だから申しわけないということになるのか、そこまでは点検する必要はなかったんだけど、そこを見なかったところがまずかったと言っているのか、どちらなんですか。

菊谷生涯学習スポーツ部長　そのふたをあけて、吸水口の点検をする必要はないだろうという判断をしております。ですから、ボルトをあけて、中の点検をしなかったということでございます。

小田原委員長　安全点検の範囲内ではなかった。

菊谷生涯学習スポーツ部長　結果的にはそうです。

小田原委員長　けども、そういう欠陥があった点については申しわけないというだけなんです。そういうことだそうです。

そのほかに御質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長　特にないようでございますので、ふじみ野市のお話を聞くと、やるべきこと、することになっていることを怠ったために大事故になったということですから、起こってから申しわけないとかで済む話じゃありませんので、することになっている事柄については遺漏のないように、その辺はぜひ、よろしく管理監督をお願いしたいと思います。

それでは、引き続き報告事項ですね。お願いします。

萩生田施設整備課長　小中学校におけるパロマ製のガス湯沸器の設置の有無と対応について報告をさせていただきます。

株式会社パロマ製のガス湯沸器の不具合については、資料はございませんが、7月15日に新聞報道されました。これは神奈川新聞の7月19日の新聞広告で、安全装置が作動せず、事故に至る危険性があり、点検及び修理回収を実施するというので発表しております。

これを受けまして、7月21日に各学校に、小中学校全部に、該当の機種は7機種あるんですが、連絡をいたしまして、該当の機種がある場合には直ちに使用を停止して、至急教育委員会に報告するよう通知をいたしました。その結果ですが、中学校2校にそれぞれ1台ずつ該当機種があることが判明しています。

それで、該当機種についてはすぐに業者が点検をしております。一酸化炭素中毒予防のために自動的に安全装置が組み込まれているんですが、それを何らかの理由で欠いていたと聞いておりますけれども、直ちに業者に点検をさせて、正常に作動することが確認をさ

れております。ただ、念のため、学校については使用を中止しております。近日中にパロマで無償に新品と交換するというので、今準備を進めているところでございます。以上です。

小田原委員長 改造が行われていたという事実はなかったんですか。

萩生田施設整備課長 改造の事実はございませんでした。ですから、正常に作動はするんですが、パロマの方の方針として、その7機種については全部かえるということで、ただ、要望がかなり多いものですから、21日に通知を出して、その後すぐに連絡があったんですが、ちょっと日数がたっていますけれども、まだ交換しておりません。今依頼していますが、8月は夏休みですけれども、8月中には完全に交換してくれということで強く希望を出しておりますので、2学期から通常どおり使用できると考えております。

小田原委員長 施設整備課から報告がありましたけれども、何か御質問ありますか。シンドラ社のエレベーターというのは関係ないんですか。

萩生田施設整備課長 エレベーターについては七小についておりますが、シンドラ社ではありません。経過を言いますと、ニュータウンの中央小については、入札のときにシンドラ社が入っておりましたけれども、入札の結果、違う業者が落札しています。

福田生涯学習スポーツ部主幹 パロマガス湯沸器について御報告申し上げます。

市民体育館におきまして、パロマ製給湯器PH131Fという機種がございますが、これが該当しております。これにつきましては、平成10年3月から完全に使用しておりません。ただし、今後使用することも考えられますので、株式会社パロマの名古屋サービスコールセンターの方に連絡をいたしましたところ、新品と交換をしていただけるということでございますので、交換をするようにいたしたいと思っております。

甲の原体育館でございますが、該当する形式のものはございませんでした。

以上でございます。

小田原委員長 ついでにエレベーターはありますか。

福田生涯学習スポーツ部主幹 エレベーターにつきましては、甲の原体育館は、日本エレベーター製造株式会社ということで、シンドラ社製のものではございません。市民体育館の方にはエレベーターはございません。

菊谷生涯学習スポーツ部長 生涯学習スポーツ部のその他の施設は、こども科学館とクリエートホールがありますが、いずれもシンドラ社製は入っておりません。

小田原委員長 シンドラ社は本当にひどいらしいですね。図書館はあるんですか。

菊谷生涯学習スポーツ部長 すみません。図書館もごさいます。

峯尾生涯学習スポーツ部参事 図書館につきましても、エレベーターはシンドラー社製のものはございません。それから、パロマ社につきましても使用はございません。

小田原委員長 シンドラー社は東京都でもいろいろ使っていて、欠陥がいっぱいあったという話を伺っているものですから、東芝にしてもどこにしても、特に異常はないというふうに考えていいわけですね。

井坂学習支援課長 昨年、職員用のエレベーターですけれども、1度不具合がありました。2センチぐらい、職員が乗ろうとしたときに段差がありまして、危険だということで、乗らなかったと。それから業者の方に来ていただいて、調整をしまして、その後は不具合はございません。

小田原委員長 すぐ対応しているということですね。

菊谷生涯学習スポーツ部長 エレベーターについては、生涯学習スポーツ部全体で緊急点検をいたしまして、特に不具合はなかったという報告を受けております。

小田原委員長 先ほどのプールと同じなただけけれども、起こってからああった、こうだったという話になりますので、起こってからではなくて、何かあればそのときに対応して、今のクリエイトホールのように対応していただきたいということですよ。

菊谷生涯学習スポーツ部長 定期点検はもちろんやっておりますが、今回、シンドラー社の事故がございましたので、追加でやったというところがございます。

小田原委員長 以上で予定された報告、協議事項は終わりますが、何かほかにありますか。事務局の方は特にございませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 委員の皆様の方で何かございますか。

齋藤委員 貴重なお時間なので、端的にちょっと御質問させていただきたいんですが、私の認識も甘かったなと今強く反省しているんですけども、5月24日の第4回の定例会のときに、実施計画、19年度から21年度までの3年間の事業計画について一覧表をいただいて、いろいろとそのとき検討しましたけれども、そのとき、地域運営学校の設置というのが2番手に来ているというのは、これはすごいことだなと。あのときにあまりこのことについて、小中一貫校の方がかなりメインで話し合われていて、私の意識の中では、まず小中一貫校を八王子市としては推進して行って、その後に地域運営学校が具体的にやってくるのかなという認識だったんです。

ところが、よくよくこの資料を読んでみても、これはもう当然19年度からの計画の中で進んでいるわけで、これはちょっと私の認識も甘かったなと思ったんですが、実は今回、小中学校の校長会の方々から資料をいただいたんですが、小・中の校長会の中では、行政側から18年の9月までに地域運営学校の実施計画を立てなさいと。つまり、やりたいことは手を挙げると。9月にはもう既にその内容をいろいろと考えていって、今年度の10月にはそのモデル校を決定していくというような流れが校長会の資料の中にあっただけですが、ちょっと私はびっくりしたんですね。

9月といたらもう来月なわけですが、小中一貫校もそうなんですけれども、特に地域運営学校といたらば、学校長一人でどうこうできる問題では絶対ないと思っているんですよ。やはりそこにいる保護者とか地域の方々、どれだけの学校の校長とか学校と連帯をとって協力していくか。これがあってこそその地域運営学校ではないか。

私は、中学校PTA連合会の方にも聞いてみたんですが、行政の方からそういうような御報告を全くいただいているとはいえないということですよ。仮にモデル校の設定とはいえども、あまりにもPRが不足していませんか。当然、青少対のような地域の団体もほかにもたくさんあるわけじゃないですか。そういうところにももっと、こういう地域運営学校を考えているので、いろいろと意見を出してくれないか、学校長といろいろと話してみたいかというようなPRをもっとしてもいいのではないのでしょうか。

何か私も全然知らなかったのもうこんなふうにとんちんかんで進んでいるんだなということについてはちょっと驚いたんですね。ほかの委員の先生方もどういうふうにお考えか、教育長もどういうふうにお考えなのか、お聞きできればというふうに思っています。何にも知らないうちにとんちんかんで学校長を中心に進めてしまっている。大変うがった言い方をすれば、校長だけがやる気があるかないかの問題ではないような気がするんです。やはり地域にも率先してPRしていき、意見をすり上げていくという必要性はないのでしょうか。

小田原委員長　ほかの委員の皆さん、今の齋藤委員のお話についていかがですか。

齋藤委員　知らなかったのは私だけなんですか。

小田原委員長　僕は、むしろ遅いぐらいに思っていたんですけどね。まずね、各学校の校長の4月当初に出される経営方針の中で、地域との連携というのをうたっていない校長はだれもいないわけですよ。そういう校長たちに対して、小中一貫校と地域運営学校、コミュニティスクールという言い方もしていましたけれども、そういうことについてはかなり

前から呼びかけていた話だと私は認識しています。特に石川教育長が見えてからはそれが前面に出されている話で、具体化しろというような話は事務局にも投げかけられていたわけで、それについてようやく動き始めたのかなぐらいに私は思っているんですけどね。

齋藤委員 八王子市にはそういう保護者の団体とか、地域の団体はすぐれた団体がしっかりあるわけですが、なぜそういうところに投げかけないんでしょうか。必要性はないんですか。

小田原委員長 そこはいろいろ方法があるんだけど、だから、私たち教育委員の中でも、合宿して勉強会をしようという話が出ているわけですから、それはどっちが先かという話じゃなくて、並行して進められていく話じゃないかなと。それを学校の校長の方に言わないで、地域のしっかりした団体というのは何を言うかわかりませんが、しっかりした団体に言って、校長の方が今度は、何で私たちに言わないで、先にそっちに言っちゃうんですかみたいな話になってしまうんじゃないですかね。

齋藤委員 ちょっと考えるんですが、学校長の方には事前の話があって、いろいろ進んでいたというようなことは当然あったんだと思います。それで学校長がどういう動き方をするかというのでいろんな個人差もあったんでしょうけれども、どっちが先かというのは別問題として、やはり地域の方にもどんどんPRして行って、地域の中でまた学校を盛り上げて行ってくださいというようなPRの仕方というのは当然あってしかるべきなんじゃないかと思うんですよね。それがなくて、地域運営学校がうまくいくんでしょうか。

小田原委員長 そうじゃないんですね。これはいろいろあると思いますけれども、学力の問題もそうなんだけれども、まず学校が活性化する必要があるんです。学校自体が動かなかつたら、教育委員会が言ったって、地域が言ったってだめなんですよ。

齋藤委員 それはわかりますよ。

小田原委員長 だから、地域と一緒に動かしていくということも必要なんだけど、その前に、事務局の方としては、学校がどういう気持ちでいるかというのをまず問いかけているんじゃないか。そう、私は理解するんですけど、どうですか。

石垣学校教育部長 齋藤委員のおっしゃることも趣旨としては理解しております。ただ、1つ、進める方向として、校長の方を優先していくというか、そこから詰めていくというのがやはり先かなと思います。ですから、去年の4月から校長会の方に向けて発信をして、募集をかけています。それが今までの状況でございます。

そういう中で何校か今、手を挙げているきつつあるのかなとは思っていますけれども、

まだこれから詰めをしていかなきゃいけないという状態でもあります。ですから、先ほど委員長がおっしゃいましたけれども、少しおくれてという、そういう懸念もちょっと実は持っている部分がございます。

そういう部分で私どもがはっきりした段階で、これは先ほど齋藤委員からお話があったような形で、地域にも知らせて、幾つかの学校でやっていきますよと。広報というんですか、そういう情報は流していきます。そういう形で広げていく。これが逆な順番になりますと、学校が聞き取る話になりますと、これは非常にやりにくい部分がある。

やはり学校が一番その地域というものを把握しているわけですし、また、地域との連携をとっているという現状の中で、どこからできていくのか。そういう部分でやはり学校から発信し、また幾つかの学校モデルとしての形でつくっていく。そこら辺のところがある一定の部分ではっきりした段階でこれから広げていくという部分で、地域、あるいは団体の方にそういう情報を流していくという形をとりたいな、またそういう方向で来ているということでございます。

齋藤委員 それはわかっているんです。何度も言っていますけれども、優先順位はそれでいいんですよ。当然学校の方に情報を最初に流すというのは、そこまでは私もわかります。でも、今のままで、ここで私が発言しなかったら、恐らくPTAにも、地域にも何も言わないまま9月を迎えちゃうんじゃないかという、そういう心配なんですよ。

順番的に言うならばわかるから、今、小田原先生おっしゃったとおりに、学校には一生懸命発信していたわけでしょう。ならば、せめてモデル校をこうやって募集していますよと決まる前に、もう地域に十分知らせる順番があってもいいんじゃないのか。このままでいくと、9月までの間に全然知らない間にモデル校が決まっちゃうんじゃないんですか。

石垣学校教育部長 地域運営学校につきましては、地域の方には何らかの機会があることに少しずつ、教育長はもちろんでございますけれども、私もそれなりにこういうことがありますよということはお話ししています。ただ、地域は、そういう中では、それは何なのかという部分を十分御理解しない方がほとんどなのかなとは思っています。

また、そういう中で、地域への発信の部分が先行しますと、やはり学校の方に問い合わせが来ますから、それは学校長としてはまたやりにくくなりますから、そういう部分の中では、今、幾つかモデルをここで決めますけれども、そこが固まった段階で地域に発信していく。当然モデルになったところの地域が最初になるだろうと思いますし、そういうと

ころで方向が決まれば広めていきたいと思います。

それは注目して見ていただきたいと思いますし、逆にこれから広げていく中では、また、その地域ではないところもぜひ、参加をしていただきたい。あるいは見ていただいて、どういうふうにして学校と連携していけばいいのかという部分を見てもらう、そういう順番になるのだらうと思っていますので、今はまだそこまでに至っていないという状況で私は判断しております。

齋藤委員 そうすると、最後に聞きますけれども、私はもう十分地域や保護者に投げかけていい時期ではないかということを感じているんですね。そうすると、今のお話ですと、このモデル校を決定していく10月までの間にはまだ校長の段階だけで、保護者や地域の方々には話さなくていいというふうにお考えですか。

石垣学校教育部長 いいということじゃなくて、まだできない状態と判断しています。

齋藤委員 できない状態ですか。

石垣学校教育部長 はい。もうちょっと待っていただきたいなと思います。

齋藤委員 だって、そこまでにモデル校を決めるんでしょう。

石垣学校教育部長 はい。これから決まります。

齋藤委員 では、モデル校が決定するまでの間に地域には何も情報を流さないんですか。

小田原委員長 そこは教育委員会がやる話なんですかね。これは言葉の問題で大変おしかりを受けるかもしれないけれども、PTAというのは任意団体なんですよ。全部の学校にあるわけではないんですよ。だから、それに対して教育委員会がこうだというふうにしてやる段階かどうかというのを見計らっているんじゃないのかな。だから、言わないという話じゃなくて、まず校長に、あるいは学校がどういうふうを考えているかというのを事務局としては聞きたいわけですよ。そういう段階だと言うことですよ。

その日程についてどうだという話を言わなかったのは、そこはどういうお考えかというのはまた別に言わなきゃいけないだらうと思いますけども、少なくとも今年の4月の教育長の施策方針の中でも、もうそれは校長に募集するぞと言っているわけだから、これを校長は知らないなんていう話、教員にも言っていないという話はないはずだというふうに僕も考えているし、事務局は当然そうだらうと思いますよ。

だから、それを校長がPTAに言っているかどうかというのは、それはもう校長の問題なんです。事務局がPTAの皆さんにどうだこうだというような話じゃないんです。PTAを教育委員会は何かやる部署というのを持っているの。今は持っていないでしょう。東

京都は持っていますよ。けども、PTA連合会について教育総務課なりは関与してないわけでしょう。

望月教育総務課長 補助金という形ではあります。

小田原委員長 補助金は出している。

齋藤委員 小田原先生のおっしゃっていることもわかるんですが、今回の問題は、地域運営学校だということが大きな問題なんですよね。だからこそ、やっぱり地域は無視してはいけない問題だと私は思うんですよ。

小田原委員長 だから、無視しているわけじゃない。

齋藤委員 PTAについては、小学校PTA連合会には未組織のところも、副校長先生は全員PTA連合会の役員ですからね。だから、すべての学校に横の連絡があるということは、ちょっとそこは誤解があると思うんですよ。

小田原委員長 未組織の学校の副校長がどうして連合会に入っているんですか。

齋藤委員 現実的なことから言いますと、小学校PTA連合会、中学校PTA連合会の両会長は、何かあるときに協力を得たいとか、報告があるときにはたまに呼ばれるときがあるんですよ。教育委員会から協力の依頼があったりとか、その連絡が末端までいかなきゃまずいじゃないですか。だから、未組織であっても、その学校の副校長先生は、連合会の委員の中に名前が入っています。だから、必ず連絡が行くようになっているんですよ。ちなみに、中学校PTA連合会は全部組織化がされています。

だから、連絡は必ず行くように、八王子市全体でやる話についてどこかで切れちゃいけないですからね。私も、連合会の会長をやっているときに望月さんに呼ばれて、今度こういうことがあるんだけど、どうだろうとか、こういうふうなことで皆さんに報告してくださいというようなことを事実受けたこともありますよ。

小田原委員長 それは業界の言葉で言えば仁義を切っているわけでしょう。何々してくれという、教育委員会事務局として校長に言うような形での指示を出しているわけじゃないでしょう。

齋藤委員 協力依頼なんていうのもありますけどね。

小田原委員長 協力依頼でしょう。だから、それは無視しているわけでも何でもなくて、むしろ重視しているからこそやっている話でしょう。

齋藤委員 ですから、それはよかったと思っていますし、そういうことがあるんだからこそ、今度、地域運営学校については、連合会、ないし地域の団体に情報を流すべきだと。

つまり、何を心配しているかということ、やる気があって才能のある校長であれば、4月の段階で話を受けてどんどん自分で動くと思うんですよ。地域の方々にも当然話したりして、どうだろうかというお話もきっとあるだろう。ただ、何のための地域運営学校なのかといったときに、やはり地域が学校を育てるということもあり得るんじゃないかと思っているんですよ。

石垣学校教育部長　　ですから、私の方も、地域が学校を育てるという話の中で、やはり地域とどう連携していくかというのが一番ポイントなんですね。それは校長がふだんの学校運営の中で一番感じているわけですから、そういうところを校長とヒアリングをやったり、あるいは話し合いした中で、モデル校という部分でいけそうだなという部分があれば、これは校長が一番知っているわけですから、そういう状態になったときに初めて地域への仕掛けというんですか、そこをやるべきだろうと思っていますので、やみくもに地域という話にはならないだろうと思います。

小田原委員長　　地域運営学校というのは、地域が学校を育てるといふのは違うんですよ。齋藤委員　　違うんでしょうか。

小田原委員長　　地域が学校を運営するんですよ。だから、僕は前から言っているんだけど、すべての学校にPTAが組織されるべきだと。だから、それを教育委員会として教員の本務にしるとも言ってきているんだけど、それが途中でとまっちゃっているんだけど、そこまで行っていない。学校教育部の指導室じゃなくて教育総務課がやっているわけですから。

石垣学校教育部長　　一緒にやっています。

小田原委員長　　一緒にやっているんだけど、その初歩的な段階というか、あるいは基盤づくりの段階だと。そうして、校長にその気持ちがあったら、地域に声をかけてくださいというその段階じゃないのかな。その日程を示すべきなんですよ。

石垣学校教育部長　　そうですね。ちょっとまだ今厳しい状況がありますので。

小田原委員長　　我々にも示せないということですか。

石垣学校教育部長　　もうちょっとお待ちいただきたいなと思いますし、逆にそういう部分のモデルがしっかりできれば、PTAとか、そういう団体の長の方にも連絡するなりという形で情報を流していくということができるとかなと思っています。これについては委員長からお話がありましたように、ある意味で人事権的な部分がからむ事業でございますから、慎重にいかないと、これは大変逆の反対現象が起こる可能性もありますので、ぜひ、

地域の力をかりるという話の中では順番を間違えないようにしていかなきゃいけないなと思っています。

非常に頼りになる組織であると同時に、非常に怖いと言ったらおかしいですけども、慎重に対応していかないと逆転現象が起こってしまう。そういう危惧も持っていますので、ぜひ、その部分では御理解をいただきたい。ないがしろにしているということじゃないということだけは御理解を、それだけはいただきたいと思います。

小田原委員長 齋藤委員が遠慮していることを代弁すれば、ないがしろよりは、教育委員会そのものが形骸化しているんじゃないかという心配もかなり持っているはずだと思いますよ。その前の、登校支援の話を新教育開発システムプログラムみたいな形で出しちゃうと、あれは話が違うんじゃないかということになっちゃうわけね。齋藤委員たちはそれに近い部分を感じられるんじゃないですかね。さっきから聞いているとね。それにPTA、あるいは地域という話につながっていつているんじゃないかな。

齋藤委員 今の話はわかりましたけれども、これは政策としてこういうふうにやっていくんだという基本的なものをどんと持ってやるならば、堂々としていけばいいんですよね。ちょっと言葉が悪かったら御容赦いただきたいんですけども、やはりこういうやり方をしていると、一般の市民の方々は、教育委員会が何かこそこそやっている。なるべく情報を出さないで、小出しにしていつて、学校長だけにまず言うておいて、一般にはあまりオープンにしない。何か変に誤解を受けていく可能性があるんですよ。私はそんなふうな気持ちを持っているんです。

ですから、これは政策としてこういう形のことを八王子市としてやっていくんだとしているのであるならば、堂々としていけばいいじゃないですか。何も怖がるものもないですし、こういう形でやっていきたいんだからといつて、情報をどんどん流していけばいいと思うんですよ。そういうところの誤解を受ける可能性があるところがすごく私は心配です。

石垣学校教育部長 御指摘については十分承っていきたいなと思っています。おっしゃっているお話の趣旨は私も十分理解しながらもちょっと受け答えしちゃっているんで、大変申しわけない部分もあるんですけども、そこら辺のところはちょっと御容赦いただきたいなと思います。

小田原委員長 多分にうがったり、誤解の方向に持っていつているように思いますよ。だって、正々堂々と地域運営学校、コミュニティスクールについては校長も考えるようにと教育長が言っているんだから、隠している話でも何でもないわけですよ。

齋藤委員 堂々とやってもらいたいです。

小田原委員長 堂々とやっているとは僕は思っていますよ。だから、僕たちも合宿して勉強しようと言っているじゃないですか。それをむしろ齋藤委員のように言われたら、事務局として心外だというふうになるんじゃないのかな。

石垣学校教育部長 今、合宿しようというお話がありましたけれども、その具体的な日程を示せなかったという部分がちょっといけないかなと思っています。

小田原委員長 だから、姫木平に合宿に行こうといていたじゃないですか。所管課もぜひ、その値上げできないような施設なんですよというのを見てもらいたいと言っているわけだから、ぜひ、やりましょうよ。

石垣学校教育部長 わかりました。

小田原委員長 例えば京都のように地域の中で学校をつくってという、明治の学制発布の前にそういうふうな動きがあったところだったら、すぐそれが地域に行くわけですよ。あるいは、地域で本当に学校を育てようとしている千葉の学校、そういう地域だったら、楽におろしていけるだろうと思いますけれども、そうじゃない、全く新しい形をつくっていかうとするときには、まず校長、学校の方向を見定めてからなんだと思いますよ。それが地域の方に行って、地域がやろうやろうなんていう話になってしまったときには校長があおられて、学校が学校でなくなってしまう心配もあるということじゃないんですかね。

齋藤委員 そうすると、確認なんですけど、このモデル校を選定するまでの間には情報を流さないんですか。その代表のところとか、いろんな諸団体があるじゃないですか。それは流さないまま、とにかく校長の意向で選定するんですか。

石垣学校教育部長 まだ教育長と調整していませんけれども、一定の部分でその学校はモデル校として発表する前の段階の部分で、どういう形で動くかということは詰めていきます。その辺はもちろん教育委員会にも御相談しながら進めさせていただきます。

齋藤委員 わかりました。

細野委員 ただ、齋藤委員の言うこともわかるんですね。地域運営というのは地域がやらなきゃいけない。ただし、齋藤委員、こう考えてほしいんだけど、やはり校長先生とか先生が教育のエキスパートなんです。そうすると、それに対して、それに同等以上地域の人たちが勉強していないと、うかつな話はやらない。どんなことでも政策的に失敗する場合もあるんだけど、これは結構甚大な問題になりますから、そこのところはしっかり考えた方がいい。それぐらいの方がいいと思います。

そのとおりいつていると思いますけど、せっかく新しい試みなんだからぜひ、成功させたいですね。そうしたら、やっぱり細心の注意でやりましょうよということだと思っ
たですね。情報があるなしにかかわらず、地域の方としては皆さんが勉強をしておくことが
必要かもしれませんね。それが校長先生なんかに対してもいい刺激になると思いますから。
ぜひ、それをお願いしますよ。

小田原委員長 できるものならば、八王子でもそういうものをつくれればという、だから
その方向で勉強し、研究して協力していこうというふうな方向でお願いしたいと思っ
ますが、いかがですか。川上委員、何かいいですか。

川上委員 はい。

小田原委員長 教育長もいいですか。

石川教育長 はい。

小田原委員長 では、そういうことで、よろしいですか。

そのほかに委員の方で何かございますか。

細野委員 未成年の喫煙の問題で、青少年の健全育成という観点から、今、厚生労働省、
財務省及び文科省、警察庁も含めてなんですけれども、青少年の喫煙の防止の話がありま
す。多摩地域でもマナーキャンペーンをやっておりますけれども、平成20年には成人識
別機能付たばこ自動販売機の全国一斉稼働という取り組みもありますけれども、なお、や
はり個別の指導というものが必要なところなんですね。

我が市ではもう学校の校内での禁煙というのが実施されたわけですよ。そのこともご
ざいまして、小学校の4年、5年、6年、各年約5,000人いますから1万5,000人
と、中学校は全部で1万3,000人ぐらいいますけれども、そうしますと、約2万8,0
00人の悉皆調査を厚生労働省の直轄で行いたいと思っております。これは財務省の審議
会の方でも注目して、施策に生かしたいと言っていますので、八王子の教育委員会として
は、ぜひ、これに御協力いただきたい。

その意味は2つあります。1つは、八王子は日本の縮図みたいなどころがありまして、
ニュータウンから市街地、中山間地域も含まれますので、非常にいいモデルケースになる
ということがあると思います。もう1つは、やはり教育委員会としても監督しながら、プ
ライバシーなどに留意して、喫煙についての実態が把握できるんじゃないかと私は思っ
ていますので、ぜひ、これを実施したいということ、もう半年ぐらい前に希望してあり
まして、ようやくそのめどがつかまりましたので、お願いしたいということでございます。

1つお願いがありますけれども、全国的に中学、高校、大学ではやっているところがありますけれども、小学校についてですけれども、調査の文言等につきましては、少しうちの教育委員会の先生方にも御協力をいただいて手直しをお願いしたい。我々が書いた書式なり内容は、恐らく小学生には読めない漢字なんかも含まれていると思いますので。

もう1つは、各学校に協力していただくわけですが、教師の皆さんにも一切プライバシーを侵さないように細心の注意をしていただきたいと思います。八王子市教育委員会だったらできるでしょうと私は思っておりますので、御協力いただきたいと思います。

小田原委員長 細野委員からの御報告ですが、何か御質疑ございませんか。

石垣学校教育部長 学校保健会、それから校長会長等とちょっと相談をしながら、対応を考えたいと思っています。

小田原委員長 喫煙については、平成8年からの数字を見ますと、年々総体的に数が減っていますよね。これは何かあるんですか。

細野委員 年に4ポイントぐらいずつ落ちているんですね。青年自身が長期的に落ちていきます。それは、家庭で親が吸わないということもありまると思うんですよね。きっかけは、子どもたちもわざわざ買いに行くということになって、うちにあるから吸うというふうにならなくなって、そこから始まるんですけども、その可能性がだんだんなくなってきつつあるのかなという気がしますね。

小田原委員長 協力の依頼で言えば、協力校の数が減っている。

細野委員 この点については、厚生労働省が文科省と警察庁とあまりちゃんと連携ができていないんじゃないかと思うんです。これは調査会社に頼んでいるんですけども、そこが多分一生懸命やっているんでしょうけれども、主催者自身が連携をちゃんとしていないということもあると思います。

小田原委員長 全国を考えたら少ない。もうちょっと協力者がいてもいいのかなと思いますけれどもね。

細野委員 ただ、予算が少ないんですよね。

小田原委員長 厚生労働省なんて金があるだろう。

では、これは学校教育部の方で、校長会、あるいは保健研究会の方へよろしくお願ひしたいと思います。この件は以上でよろしいですか。

それでは、そのほかに何かございますでしょうか。

特にならぬようでございますので、本日の定例会は以上で終了といたします。

どうもお疲れさまでした。ありがとうございました。

【午後 4 時 2 9 分閉会】

